

令和元年6月12日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小橋和彦	書記	沖美佑
--------	------	----	-----

令和元年6月第2回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和元年6月12日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

令和元年6月12日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮川徳光君。

11 番（宮川徳光君）

おはようございます。

通告書に基づきまして、一般質問を行います。

今回は2点の質問を出します。

まず、ふるさと納税についてということでございますが。

今回、この案件を取り上げた理由としまして、このふるさと納税につきましては振り返ってみますと、この納税制度自体は平成20年度に始まったと思っておりますが。

当時からの当町の動きとしましては、平成20年度から26年度、これは5月までとなっておりますが、約6年間の累計で延べ78名、78件。金額は約3,170万円ほどだったとのことでございます。それから始まりまして数年後、平成26年度ほどから議員からも一般質問が出るようになりまして、私も平成27年の3月、ふるさと納税の活用はとしまして質問しております。それから、同27年の6月にも、取り組み状況と今後の展望はとして取り上げてます。

同じくといいますか、その当時に議員の方から一般質問で取り上げられることが多くなりまして、議員も勉強しなくてはということがありまして、同27年11月に長崎県平戸市の方に、ふるさと納税に係る取り込みについてと致しまして議員の県外研修に行かさせていただきました。平戸市が平成26年度、14億6,000万円余りで日本一になったということを知っての研修でございました。

その後としましては、平成27年度の寄付額ですが、ポータルサイトの導入もあったとのことで一気に3,060万円にということで、その後、28年度がその5倍ですかね、1億4,500万ほど。それから、29年度は2億弱となっております。また、平成30年度には、結果はまだ聞いておりませんが3億円を目指すとなっております。

こういったこともあり、この大きな成果が上がっているわけでございますが、これの原因はもちろんといいますか職員の頑張りが第一と思っております。しかしながら、議員も今申し上げましたような動きから見まして、ひと役買っているのではないかなと思うところがあります。

そういったこともありまして、今回関連法の改正がありまして、もう少し私たちもお勉強しなくてはということもありましての質問でございます。

ということで、カッコ1の、出品時の価格についての基本的な考え方はとしております。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

おはようございます。

宮川議員の、ふるさと納税の出品時の価格についてのご質問にお答えを致します。

返礼品の価格につきましては、基本的には、返礼品の提供事業者が設定している定価で仕入れ、寄付のお礼の品として寄付者に提供をしているところでございます。

この定価の設定につきましては、通常、市場で販売している価格と異なる場合がございます。

その理由と致しましては、ふるさと納税のお礼の品は、町が直接仕入れるため、小売店舗や商社を介することがなく、販売に関する手数料等が発生しないという特徴がございます。

このように、手数料が必要なく定価で販売できるという理由から、通常より安価に設定する場合がございます。これは、ふるさと納税への商品提供が利益率の高い販路であるとの判断によるものと言えます。

逆に、通常の定価と比較して割高になる場合もございます。これは、通常の販売ルートとは違う取引をするため、鮮度保持に手間が掛かる場合や、物流のリスクが高く品物にロスが発生しやすくなる場合があり、そのロスしてしまう費用も見込んで価格を設定する場合がございます。

また、通常は袋詰めで販売している商品であっても、配送に耐えるために箱詰めにする必要があり、そこに経費が発生する場合もございます。

さらに、町のお礼の品として提供していただくことから、通常の販売とは違い包装を施していただく場合もあり、コストが割高になる場合もございます。

このように、商品ごとに通常より安価に設定する場合、また経費を上乗せする場合がございます。

以上が、返礼品の価格を設定する場合の基本的な考え方でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

ありがとうございます。

何を今さらというような質問でございましたが、私も昨年ですか、私も商品に少しだけかかわったことがあります。今言われた基本的な考え方が十分理解していなかったために、事業者の方といいますか出品される方にはインターネットでの販売、個人のインターネットで販売するとかいったことと混同されてる方も結構見受けられるような印象がありまして、私もその一人といいますか、よく理解していなかったということについて言えばその一人になるわけですが。ちょっと反省をしたことがありまして、きちっと次からのためにということで基本的なことを再度お聞きしたわけです。

その価格というのがすごい大事な部分だと思ひまして。というのは、全国の方が多くのポータルサイトを見て、同じような商品についての価格を比べて判断するところも大いにあると思ひます。その地域地域ですごい、その地域でしか取れない、同じ製品でもその地域の特性で他の地域とすごい優れているとか、価値の高いといったことなどによって価格も変わってくるんだらうとは思ひますけども。一番避けなければならないのは、町内において、例えば1,000円で売っているものをふるさと納税の返礼品として、変な話2倍の2,000円で買いましたみたいな話になると、これは黒潮町自体の信用の問題となってくると感じております。

現状、その手数料とかさまざまなロスとかいったものに対応して、町内での販売価格より安くなったり高くなったりしているという現状があるということも踏まえて、説明をいただきました。分かりました。

ちょっと確認になりますけども、その価格を下げるときに、町内での販売価格なんかも調べた上で設定されているかどうか。

ちょっと確認させてください。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

職員が直接、価格の市場調査をするということはございませんけれども、その商品を提供していただくときに事業者の皆さまに相談する中で、その価格等が適当になるとしながら、そういったことで均等にして。

また、先ほど申し上げました、割高になるロスの問題であるとかリスクの問題であるとか、そういったことも事業者の皆さまに説明をしながら、どのあたりの価格が適正であるかといったことも応相談しながら進めております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

どうも。

では、カッコ2の方へいきます。

カッコ2としまして、今回、6月議会の関連法の改正がありました。この改正の主な内容と対応策はとしております。

答弁を願います。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは宮川議員の、ふるさと納税の制度改正についてのご質問にお答えを致します。

まず、制度改正の主な内容をお答え致します。

地方税法の一部を改正する法律の成立により、6月1日以降、ふるさと納税に係る指定制度が創設されました。

具体的には、総務大臣が次の基準に適合した地方自治体をふるさと納税、特別控除の対象として指定することとなりました。言い換えますと、この基準に適合しなければふるさと納税の対象に指定されないということになります。

基準の1つ目は、寄附金の募集を適正に実施する地方団体であるということでございます。

適正な基準とは、大まかに整理致しますと、寄附金の募集に要した費用の額が、寄附金の額の合計額の100分の50に相当する金額以下であることがございます。これは新たに示された基準でございます。寄附金を募集する際の経費は、返礼品や送料などの費用を含め、寄附金額の50パーセント以内に抑えなければならないというものでございます。

次に、寄附を募集する際、適切な寄附先の選択を阻害するような表現をしないということが示されました。これは、お得であるとかおまけ付き、または還元などの表現が該当致します。

返礼品はあくまで寄附のお礼であり、返礼品を前面に打ち出して寄附を募集すると不適正になるということでございます。

そして2つ目には、先ほど申し上げました、適正募集基準に適合する地方団体で返礼品を送付する場合には、

次のいずれも満たす地方団体であることとございます。

そのうちの 하나가、返礼品の返礼割合を3割以下にするということ。もう一つは、返礼品を地場産品とすることでございまして、これらはこれまでも国が示してきたところとございます。

なお、これらの基準に適合した地方団体が5月14日に公表されたところとございますが、本町も無事指定を受けたところとございます。

次に、指定を受けた後のこととございます。

指定を受けた後であっても、基準に適合しなくなったと国が認める場合は指定の取り消しもあり、取り消しを受けた場合は、2年間再指定を受けられない仕組みとなっております。

以上が改正の主な内容とございます。

続いて、この改正に対する対応策を申し上げます。

これまで説明をした中で、適切な寄附先の選択を阻害するような表現をしないこと、および返礼割合を3割以下とすること、ならびに返礼品を地場産品とすることにつきましては、ルール作りで対応できる内容とございますが、寄附金の募集経費を寄附額の50パーセント以下にすることにつきましては、精査の必要な課題と認識しているところとございます。

今年度の当初予算における事業試算をしたところ、寄附金の目標額3億円に対して募集経費は1億7,030万円の見込みであり、その割合は57パーセントとございます。

募集経費の割合を50パーセント以内に抑えるためには、金額で約2,000万円、率として7パーセントを削減する必要とございますが、寄附金を獲得するためには、それ相応の募集経費が必要とございます。

そこで対応策と致しまして、返礼率を金額の段階によって変える累進制を採用致します。

寄附金額15,000円未満の返礼率が20パーセント、1万5,000円以上、3万円未満が25パーセント、3万円以上が30パーセントと致します。

このことについては、先日、返礼品提供事業者の説明会を開催し説明申し上げたところとございます。これは流通業界などでマージンミックスと呼ばれる手法を参考にしており、赤字部門と黒字部門で総合的に利益計算をする考え方とございます。

この累進制により、1件当たりの寄附を返礼率の高い価格帯に誘導することで平均単価を上げることができれば、トータルで送料の比率を圧縮することが可能となります。

返礼品に対する送料の占める割合は、寄附の単価が大きくなるほど下がります。

こうしたことも踏まえ、寄附金額の上昇に合わせて返礼率を上昇させる累進制を採用することに至りました。これらの対応により、募集経費を50パーセント以内に圧縮する計画とございます。

このほかにも、ポータルサイトの運営会社や配送業者に対しての価格交渉を行っていく予定とございます。

長くなりましたけれども、以上が制度改正の内容と対応策とございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

詳しい説明をいただきました。一遍に聞いてもなかなか、私の頭では整理しづらいような内容とございましたけれども。

返礼品の率が、例えば、今回の改定以前は30パーセントとかいうことで動いていたと思いますが、それは変わらずに、それに加えて経費的なものを50パーセント以内に抑えるという縛りが加わったというふうに理解しました。

こうした法改正によりましてですね、現状、いろんな商品いいですか品物が返礼品として採用されているわけですが、今採用していないにかかわらず、その商品の価格の設定いいですか。例えば、現状500円のもの、現状はどれぐらいの寄附金額に相当しているもの。例えば1,800円、1,000円、2,000円とかいったような感じで、それが今回のあれでどのように変わっていくか。

新制度での商品の設定でいいですか、そういうものがもし分かれば教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

まず、今回の制度改正に伴いまして、本町ではこの累進制を採用することを先ほど申し上げましたが、寄附金額が1万5,000円未満の返礼率は20パーセント、1万5,000円以上、3万円未満が25パーセント、3万円以上になりますと30パーセントということになります。

それを、今の30パーセントと比較を致しますと、返礼品の金額が例えば1,500円の場合、これはこれまでは寄附額は5,000円でした。また、3,000円の場合であれば1万円、6,000円の場合であれば2万円、9,000円の場合であれば3万円でした。これが改正後になりますと、1,500円の場合は8,000円、率としては20パーセントの区分。3,000円の場合は1万5,000円、25パーセントの区分。6,000円の場合が2万4,000円、同じく25パーセントの区分。9,000円の場合でありますと、3万円で30パーセントの区分。そのようにかかわってくるということになります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

ちょっとメモを全部ようしなかったのですが。

逆に、例えば、聞くところによると寄附者が多く集まる価格帯というのがあるように聞いてまして。

例えば1万円、もし分かれば、5,000円、1万円、2万円、3万円ぐらいで、そのところに商品を上げろうとすると、販売価格いくらのもが返ってきたというのが、逆なわけですけども分かれば教えてください。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

寄附金側から見た今度の変更点といいですか、変更する具体の金額でございますけれども。

例えば5,000円の寄附でありましたら、そこは20パーセントの区分になりますので1,000円以内のお礼の品ということになります。

1万円であれば、同じく区分は20パーセントですので2,000円以内。

1万5,000円の場合が、25パーセントの区分で3,750円以内。

3万円の場合が、30パーセントの区分で9,000円以内ということになります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

今回の改定で今、例えばですが、例えばの話で返礼品にいろんな過度の返礼品を送ったりして、4つの市町村ですかね、そういったものが認められていないというような状況になってると思いますが、当黒潮町に関して言いますと、すごい今の地場産品を返礼にしてくれとかということが主な返礼品になっておりますので、すごい追い風が吹いているように思いますので、またこの制度改正を機にこれまで以上に頑張ってください、ふるさと納税をさらに活用していただければと思います。

そういうことで、1番の方は終わります。

2番の行政運営についてですが。

先般、当黒潮町の行政運営におきまして、公金の着服、また町議選の投票用紙の誤交付という、あってはならない事件や事故がありました。行政に対する住民の信頼を大きく損ねるとともに、町長、副町長の半年間にわたる減給などの多くの処分が行われ、残念な結果となりました。これらにつきましては大いに反省し、再発防止に万全を期さなければならないと思います。

また、町議選の開票時間が遅過ぎるとして改善を求める声が住民から相次いだとの新聞報道がありましたが、これについては、以前から同様に時間がかかり過ぎているとの住民の声が多くあります。

これらの状況に加えまして、類似の件につきましても再発防止やサービス改善を期しまして、以下を問うとしております。

まず、カッコの1番としまして、公金の着服、投票用紙の誤交付の2件について、原因と再発防止の対策はとしております。

答弁を願います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは宮川議員のご質問の、職員の不祥事による原因と再発防止につきましてお答えを致します。

この2件の職員による不祥事、不手際につきましては、先の臨時議会におきまして、その経過を説明するとともに謝罪を申し上げまして、その原因と再発防止策をお示しをしまして、関係者の処分を行うとともに、町長、副町長の処分につきましても議案としてご承認をいただいたところでございます。

臨時議会におきまして説明等重複を致しますが、ご了承いただきたいというふうに思います。

まず、給水加入分担金等の着服による不祥事につきましての原因と致しましては、水道事業体系の収入日計表と給水装置の工事申込の受付簿の突合作業を実施していなかったため、適正に処理されていることを確認するチェック機能が十分に働かなかったこと。また、在庫管理ができていなかったこと。そして、入金された現金と納入済みの通知書が合致をしていたために現金が収納されず、公金が着服されていることに気が付かなかったことから発見が遅延したものでございます。

再発防止策につきましては、建設課におきまして給水装置工事の許可書と同時に発行致します納入通知書兼領収書の出納印を水道系の複数で確認をしまして、水道メーター機を引き渡すこととしまして、水道室から届けられる納入済みの通知書と給水装置の工事申込受付簿の突合、および在庫管理の徹底、受付簿の新設加入分担金等の納入日付押印時に私印を押すなど、業務の改善を図っているところでございます。

次に、投票用紙の誤交付が起こった原因としましては、通常なら、今回の町議会議員選挙の投票用紙と分けて保管をすべきところ、無投票であった県議会議員選挙の投票用紙は3週間の保管義務があることから、廃棄をせずに施錠できる同じキャビネットに保管をしており、県議会議員選挙の投票用紙が容易に取り出せる状態

であったこと。また、それを取り出し確認をせずに作業を行ったこと。さらに、それを受け取った投票管理者が確認を怠ってしまったことが要因でありまして、チェック体制が機能せず、人為的なミスが重なってしまったものでございます。

今後につきましては、チェック体制が機能しておれば起こり得なかった事態であることから、1人の職員に任せるのではなく、複数の職員が確認を行うことでチェック機能を高めること。また、選挙期間中は上席の書記が業務確認と進捗状況をマネージメントすることで、さらにチェック機能を高める体制を整備してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

2点について、原因と今後の再発防止の対策ということでお聞きしましたが。

ちょっと私の考え方がおかしいのかもしれませんが、共に原因として言われた、例えば突合作業がなかったとか、在庫管理をしてなかった。また一方では、分けて保存してなかったとかということが原因として言われたように思いますが、私からすればですね、こういったことが起きた原因の方に踏み込んでいかないと。これは原因ではなくて起きた事象というふうに、私には思われるのですが。

その意識的なところは、もう一度確認します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えをします。

宮川議員の言われるとおり、職員の意識的なものが大きいというふうに自分たちも考えてございます。

そしてまた、管理をする仕組みですね。まず職員がこれを行って、次には誰が行う。そういうふうな組織的なものも、きっちりしなくてはならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

私の表現が悪いんでしょうかね。

そういった、突合作業がなかったとか在庫管理がしてなかったとかいう、その原因についてはどういうふうに考えます。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

一番の原因につきまして、やっぱり職員の意識付けの問題というふうに、意識の問題というふうに自分たちは考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

職員の意識が原因の根本的なところにあるように取れないことも、今の言われたことからしたらそういうふうに聞き取ることができるようにも思いましたけども。

住民の方からすると、住民の声が聞こえてくるところによるとですね、同じ方が同じ所へ、そういった重要などいいますか現金を扱う所。そういった所へ長年おいでということ、すごい一般的に不自然とかいう話も聞こえてきますし。

あと、こういった両方に該当するかどうかは分かりませんが、マニュアル的な手順書みたいなものが配備されているか。

その2点について。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

まず、水道の加入分担金につきましては、本来であれば工事業者から申し込みがありますと、その納入通知書を業者の方に送りまして、その納入通知書によりまして業者の方が分担金を出納室へ収め、その出納室の領収書を確認してメーターキーを渡すというふうな流れになってございます。

マニュアルは、担当の方が文書にしているかどうかは確認を自分の方はしてございませんが、その流れですと行ってきたものでございます。それが、本水道係の者が業者の所にメーターキーを持って行って現金をもらったというような事態で発生をしております。その職員の行動によりまして着服をしたということになっておりますので、マニュアルからは逸脱をして着服ができたということになっておりますので、出納室で領収書を確認をして水道メーターキーを渡すことができおればですね、この事態にはならなかったというふうに思っております。

そして、選挙の方につきましても、マニュアルというものも現在のところは確定をしておりますので、今後はその分についても作っていくということを選挙管理委員会と確認をしているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

答弁漏れ。

長年にわたって同じ方が同じ所の、という答弁がなかったように思われますが。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

恐らくご指摘は、ご指摘いただいた質問に対する答弁としては職員の意識付けがということになるんですけども、その職員がそういう意識になってしまった外的要因が幾つかあったんじゃないかということの、恐らくご趣旨だと思います。その中で、一つそれが現実の手段として、長年同一人物が同ポストにいることを、例えばもう少し短いターンで異動を繰り返すことでそういうことが防げたのではないかと、ということがご趣旨だ

と思います。

片方から見ると全くそのとおりでありまして、組織としてはそういう平時の事項もこれからしっかりと自分たちの判断基準として持ち得なければならないところでもあろうかと反省をしております。

ただ他方、特殊な技術を要したり、あるいは専門性を要する所については、どうしても業務効率、ひいては住民サービスの向上に向けて、同一ポストの在籍期間が長くなるという傾向がどうしてもございます。

従って、そこらへんはどうバランスを取りながら、組織としてこういったケースを再発させないやり方を取るのか。一つは、ご指摘いただいております異動も、もちろん同様の手段です。それから、十分な人員配置ができていたのか。あるいは、議員からはこれまでの議会でもご指摘いただいておりますが、各種業務の推進に当たってのマニュアル整備。こういったものを今、まずは該当する業務に対して指示を出しているところがございます。順次その整備を進めていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

両方かどうかはちょっと、今のあれでは私よう確認しなかったのですが、マニュアル、片一方の誤交付の方ではマニュアルがなかったという話で、これは私からしたら、管理者の責任というのはすごい大きいとは思っています。

今回、不幸なことに担当されていた方にも処分があったのですが、こういうことからすると、私は担当者じゃなくて管理者の方の処分はなされるべきやと思います。職場環境を整えていないがためにこういうことが起きるということを言われても、仕方がない状況だと思うがですよ。そんなに難しいものではないと思いますよ。この手順書なんか、1 回やったことをメモしておけば、それそのとおりにやればよいということなんで。そういうことをしないということは管理者、何とも私は言い難いですが。その同じような内容の質問がこの後にもあるがですけども。

私の問題としているところは少しは伝わったと思っておりますので、カッコ 2 の方に行きます。

選挙の開票時間についての認識は。また、新聞によればマニュアルが未整備とのことだったが、実態はとしております。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

宮川議員の一般質問の、行政運営についてのご質問の選挙の開票時間についての認識とマニュアルの整備状況につきまして、お答えを致します。

議員がご質問されます選挙の開票事務につきましては、正確かつ迅速に行うことが大原則であるものと考えておりますが、本町の開票事務につきましては、正確性を求めるがあまり迅速性が少し損われており、時間がかかり過ぎる傾向にあると認識をしております。

特に、今回の黒潮町議会議員選挙につきましては、地方選挙ということで、財源負担を軽減することも考慮し、人間的にも少数で取り組んだ上に、投票用紙を誤まって交付するミスもあったことから、開票作業も通常よりも慎重になり過ぎてしまったことなどが要因となり、開票時間が長引き、遅過ぎとご指摘を受ける結果になったものと考えております。

また、マニュアルの整備状況につきましては、開票作業マニュアルと題したマニュアルは従来からあります

が、詳細な作業手順等を取りまとめたものではなく、軽易な内容のものとなっており、十分に活用できるものはありませんでした。

室戸市につきましては、開票マニュアルを作成して、従事する職員に徹底することなどにより開票事務が改善され、スピードアップすることができたと聞いております。

このような取り組みが進んでいる市町村の事例やマニュアル等を参考にさせていただき、本町のマニュアルを充実させることにより、効率的で適正な事務従事を徹底させるとともに、開票スタッフの連携などを深め、効率的な開票事務となりますよう改善することにより開票事務のスピードアップ化に努めていき、正確かつ迅速な開票事務となりますよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

新聞記事もちょっとここでコピーしておりますが、今の答弁とこの記事の内容がほとんど合っておりまして、ちょっと住民サイドとしては、がっくりきたというようなことを確認したような状態になっております。

答弁にあったように、今回は大きな問題もありましたので、それも時間が長引いた原因となったというような話もありましたが、大きなところはやっぱり答弁にあったように、きちんとした作業マニュアル、そういったものがないことが原因だと思います。その前段のことにしてもなかったわけで、共通な原因。こういったことが、私はいろんなことの今回の質問の原因に当たると思うがです。

だから、きちんとしたという表現があれですけども、手順書があれば簡単にか防げたことが、こういう大きな、住民から批判を受けなければならないようなことを招いていると思いますので、以後気を付けて、早期の改善を求めます。

続いて、カッコ3ですが。

避難タワー建設時、事前の住民説明がなかったとした問題がありましたが、その後、町発注の工事に先立つ説明は、町が主体的にしていますかという質問です。

26年でしたかね、25年、26年ぐらいにわたって入野地区とか佐賀地区に避難タワーが建設されて、そのうちの1件に対しまして住民から事前の説明がなかったということで大きな問題になって、それこそ新聞の記事にもなりました。

そういうことを受けて、その後の一般質問の折に、周辺住民への事前の説明を1項目入れるようにお願いしたように、私は記憶しておるがです。

そういった部分を含めて、カッコ3番の答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の、町発注工事に先立つ住民説明についてお答えを致します。

現在、新規に発注する工事につきましては、測量設計の段階から地元区長さんや地権者等関係者と十分協議を行い、設計が整いましたら工事概要説明等を行っております。

なお、工事を発注する際は、事前に地元区長さんに当年度の工事概要等をご説明し、入札後、請負業者について再度、区長さんへ報告をしているところでございます。

請負業者へも工事に着手する前には、区長さんへ挨拶ならびに工事概要や工事期間、および町道等の通行規

制の有無等について説明を行うよう、指示をしているところでございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

年度始めに、区長さんなりに町の方からは説明して、それぞれの工事を行うときには業者の方に説明をしていただくように、というような答弁だったと思いますが。

ちょっと確認ですが、工事に先立つ説明については、町の職員により行うとはしていないというふうに。そこをちょっと確認させてください。

私もといいますか、昨年12月の定例会の広報の裏表紙の方で、ある地区の記事を、地区長会、住民の声です、その記事を書かさせていただいたのですが、その折にその地区の区長さんが、関連の内容なんで紹介しますが、工事に先立つ説明を請負業者でなく発注元の町よりいただければ、住民もより一層行政を身近に感じるのではというご意見といいますか、そういうことを載せてくれという要望がありまして、ちょっとこういった要望はあんまり取り上げてなかったんで、私としてはかなりのインパクトありますからありましたし、先ほどの避難タワーの問題があったその後で同様の物資のお願いをしていたこともありましたんで、そういった確認をするわけです。

再度、その点を教えてください。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

工事の地元への説明でございますけど、例を申しますと、道路改良工事なんかですとどうしても事業費が長いもので、複数年にわたって工事が行います。

その際、初めに地元の区長さんにご連絡申し上げて、今年の実業費の概要です、例えば3,000万の工事費でしたら、延長が昨年の継続でここからここまで何メートルぐらいいきますということで、その際、先ほども言いましたように通行規制等も発生するとか、もろもろまたその用地の問題等があれば、区長さんの方からまたそういう関係者への説明とかいうことも言われますので、それを踏まえて担当の者が足を運んで、そういう説明もしております。

それで請負業者の方は、入札後、現場に入る前に、当然工事看板もしますが、周辺住民にチラシ等を配布もしてですね、工事の内容の周知を再度そういう形で行っております。

ですから、町の職員の方が先立っての説明をしていないかということではありませんので、その付近はまたご理解をお願いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

現場がそういう状態であるというのが、今の説明で分かりますが。

何言いますか、この今取り上げました住民の声の区長の要望というのは、どこの区長さんも、私も少し区長の席を汚したことがありますんで同じような感じを受けたことがあります。やはりずうっと業者さんがおいでで説明してくれますが、そうではなくってですね、町の担当者が業者の方と一緒においで、町の担当者が説明されて業者の方を紹介するといったような形にさせていただきたいという、ひとつひとつの声なです、よね。

そういったことで時間を取られるかもしれませんが、それによって職員と地区、地域とのつながりがより強くなることによって、いろんなことを行政サイドから頼むときに回りやすくなると思うがですよ。何かちょっとしたひと手間を省くために、後ですごい大きな、例えばさっきの避難タワーの問題、説明がなかったいうことらでも一言がなかったためにあれだけの問題になって膨大な時間を割いて、地区の役員さんらにもご迷惑を掛けてというふうな状況が生まれるわけですから、そこのあたり。

こういう全体的なことですので、町長がそういう方向へ考えを直してですね、かじを切り直していただけたらありがたいんですが。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

ご質問では町発注の工事ということでして、町発注の工事はうちの職員が説明に入っています。

なので、入っていない前提でここで答弁するわけにはいかないもので、そこはまずご理解いただきたいと思えます。

ただし、その説明がもう少し丁寧にとかですね、もう少し頻度をとかということでありましたら、全体の業務と相談をしながら丁寧な対応もこれから心掛けていくと。

答弁としてはこういうことです。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

私の考え違いでしょうか。

例えば、避難タワーの問題をちょっと取り上げたのですが、避難タワーは町が発注した工事のうちに入っていないんですかね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

文脈からするとですね、その後の町の発注の工事についてですので、避難タワーの件を受けて、どういう改善がされて、現行どうなのかという質問だと思いますので、先ほど答弁申し上げたとおりです。

避難タワーの建設時についての住民説明に対する不備というのは、これまで議会でも認めてきているところであって、謝罪も申し上げてきたところです。

また、地権者の方、あるいは隣接の方にもですね、少し時間をかけて説明にも入らせていただいて、もちろん 100 パーセント合意をいただいたとは言いませんが、少し留飲を下げていただいて、苦渋の決断ではあったと思いますけれどもご理解をいただいたということになっております。

このときのその避難タワーのことについてもですね、自分たちの反省すべきところは、やっぱり住民の自治会に丸投げしてしまっていたということであって、これは早咲だけではなくて、いろんな地域でも同様に進めていっていたので、これでよかろうという判断をかちとしていたわけではなくて、これでよかろうで流れてしまったことが自分たちの反省点です。

従って、そういうところの反省を踏まえた上で現在こういうことになっていきますということですので、先ほ

ど申し上げましたように反省点を踏まえて改善をし、そもそも町の発注の工事については地区に全体に説明に入るという工事、全てがそういう工事にはなっていないので、どうしても区長さんとマンツーマンでということが、ほぼそういうケースが多いと思います。そうじゃないケースがあったがための不備があったということです。そのケースが生まれるまでも、町としてはしっかり区長さんに説明もしてきていると思います。

ただし、繰り返しになりますが、その頻度でありますとか丁寧さでありますとか、あるいは説明の内容の詳細の説明でありますとか、その内容についてのご指摘であろうかと思しますので、そちらの方はまた内部で協議をさせていただいて、より一段高い所での説明責任が果たせると。そういった検討を進めてまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

私の質問の仕方がちょっと悪かったことで、内容を掘り起こすようなことまでさせたようで申し訳ありませんでした。

今現状、私の勘違いかもしれませんが、入札後に、今から工事やりますというときには、片一方の答弁では業者に行ってもらいというような話で、今の町長の答弁では、職員が行ってるように受け取れたのですが。

ちょっと、そこを確認させてください。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

入札後の段取りになりますけど、入札後、A 社というのが決まりましたら、まずは役場の方から、担当の方から区長さんに、この工事につきましてはA社が落札しましたという旨を先に電話連絡を致します。

その後、業者と施工打ち合わせ等をして、いよいよ現場に入るという時期が来ましたら、請負業者の方が再度詳細に区長さん等にご説明を申し上げているところでございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

設計をして業者にお頼みするわけですので、町の職員も十分内容は把握していると思いますし説明はできると思いますので、ぜひですね、そういう工事に先立つ説明のときに、ひと手間を掛ける言い方がどうかは分かりませんが、業者さんを伴って町の職員が説明をしてほしいというのが住民感情としてあるという。私もそう思いますし。

ちょっと話がずれるかもしれませんが、ちょっとした、会釈一つ、あいさつ一つで大きな工事が止まることも少なからず私も見えてきておりますので。何が原因かという言うたら、やっぱりちょっとしたあいさつとか、説明に行ったりするひと手間による信頼関係ですよ。そういったことがすごい大きなことを前へ進めていく力となっていると私は思いますので、ぜひですね、そういったところに時間を割いてもらいたいと思いますが。

方向性だけもう一度、町長に確認します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

繰り返しの答弁になりますけれども、より丁寧なやり方があるのではないかなというようなこともしっかりと自分たちが踏まえて、今後も取り組みについて改善をしていきたいと思えます。

おっしゃられるように、事前に説明は町としては必ずしますけれども、その後の手続きで、例えば業者さんに詳細な事業の説明をお願いすることもございます。ただ、その説明を受けたときにですね、住民の側からすると、行政にだけはもう少し相談ができるんだけど、業者さんにはなかなかちょっと相談ができづらいというようなことも重々あり得ることであろうかと思っております。

そういったことがないように、しっかりとフォローができるように説明責任を果たしていきます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

私が意図する答弁をいただきましたので、4 番の方へいきます。

この件は、先の3月定例会の一般質問でも少し取り上げましたが、この設計変更に関する事務処理要領について、近隣市町村の配備状況はとして問うておりますが。

この事務の取扱要領については、県のがをそのまま、あと読み替えをして対応しているという話だったんで。先輩議員から、近隣市町村ではそういったないと思われるというような話も以前聞いたことがありますので、そういったことがありましてご質問になったわけです。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは宮川議員の、設計変更に関する事務取扱要領の近隣市町村配備状況について、ご質問にお答え致します。

幡多5市町村、四万十市、宿毛市、土佐清水市、大月町、三原村、および四万十町の6市町村において、聞き取りを行いました。

設計変更に関する事務取扱要領を作成しております自治体は、土佐清水市の1市でございます。また、四万十市においては本年度中に作成予定とのことでございます。

残りの4市町村は作成してなく、高知県のガイドラインに準じて行っているとのことでございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

調べていただきましたが、ありがとうございます。

先輩議員から聞いた内容とはだいぶ異なっているようで、近隣の6市町村の中で土佐清水のみが配備してる。あとは、四万十市が今年度予定という状況で、黒潮町を含めて5市町村が未配という。

前回も私、聞いた意味合いとしましてはですね、読み替えをしてというのがすごい引掛かったところがありまして。分かっているというか、内容を理解している熟練の方からすれば簡単に読み替えるのかもしれませんが、または、そのマニュアル的なものを読み替え表みたいなのを作って対応してるかもしれないというふうな想像をするわけですが。

その読み替え表を作っているかということと、もう一つは、その事務処理容量の全てがそのまま当町の部分

として反映されるのか。

この2点について問います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

読み替えの資料等を作っているかについては、読み替えの資料は作っておりません。

全てそのままというご質問ですけれども、高知県の事務要領については、それを使って設計等行っている状況でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

読み替え表みたいなのは作ってないということは、実際の作業として、職員になられて年数が少ない方などからすると大変な作業になろうかと思うんですが。

実際、実務的な作業はどうされているんでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

この件に関しましては、平成28年の9月10月、2回、技術職のおられる課、5課ですけれども、その担当、係長および担当職員が集まって協議をし、黒潮町としましては高知県の要領に沿ってやっていっていいんじゃないかというような結果の下、報告をさせてもらっております。

係長が技術職のトップという形にもなりますので、若手職員については係長の指示の下、その内容について確認をし、設計書等作成の方をやっている状況でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

その都度、担当の方が係長に内容を教えていただく、確認して進めていくと。

読み替えじゃなくて、そういう事務取扱要領を1冊作っておれば、そういった係長にその都度問わなくてはならない、係長の時間をつぶすことはなくなるような気がするんですが。

なぜそんな間違いが起りやすい。その今間違いが起りやすい言ったその観点が今回の質問の大きな所でして、誰が読んでも分かりやすい、間違いが起きにくいような資料ありますかマニュアルで文書を配備するのが管理者の責任ではないかという意識の下での質問です。

そういった意味で、町長にちょっとお伺いしますが。

より、その係長の手間も取らせんような形の、この超勤がすごい多いというような状態の中で、そういったところによくあるべきやと思いますが。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

これについては以前も答弁をさせていただきましたが、重複するかも分かりませんが、

準用させていただいているケースはこれに限らずたくさんあつてですね、これまでの全体の質問で宮川議員にご指摘をいただいていた、例えばマニュアルがないとか、あるいはマニュアル的に不備があるんじゃないかとか、不十分なものじゃないかということとは全く別のものです。

しっかりしたマニュアルがあつて、それを準用させていただいているというだけであつて、読み替えるまで過度に負担が掛かったりとか、あるいはそれによって業務コントロールが複雑になったりとかということではないので、ご心配されるようなことはございません。

つまり、基準として県の定める基準を採用するのかわからないのかというのが準用するかわからないのかのたった1つの判断基準であつて、自分たちは県の基準を採用させていただいていると。単にこれに過ぎないわけであつて、準用自体は何の問題があるとは思っておりません。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

作った方が、私としてはより良いのではないかなと思つての質問ですが、そっちの方がいいという判断ということ、それ以上は聞くのはやめましょうか。

では、カッコ5の、乳児健診時に待ち時間が長過ぎるとの声があります。

町の認識をお聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、宮川議員の一般質問の乳児健診時の待ち時間についてお答えを致します。

まず初めに、乳児健診等の状況についてご説明を致します。

乳児健診は、4カ月、7カ月、10カ月の乳児を基本対象児童として、毎月健診を行っています。また、今年度におきましては、1歳6カ月児健診と同時に健診を行う月が年5回となり、同時に開催する際は独自で開催するよりも終了までの時間が長くなることとなります。

乳児健診の流れと致しましては、受付、身体測定、問診、栄養指導、小児科医診察、歯科指導、最後に保健指導となっております。本児および前後の子に何事もなくスムーズに健診受診ができれば、約1時間程度で終了となります。

そして、1歳6カ月児健診の流れと致しましては、受付、身体測定、問診、歯科健診、栄養指導、小児科医診察、ブックスタート、歯科指導、カリオスタット検査、フッ素塗布、そして保健指導と、乳児健診よりも健診項目が多くなっております。何事もなくスムーズに健診受診ができれば、約1時間20分程度で終了となります。

従いまして、乳児健診と1歳児健診を同時に開催する月、またはその日の受診児の数、および受診児の状態により対応が異なりますので、受付が後になった受診者には受診時間に影響が生じ、待ち時間が長くなるとの声があることも認識をしているところでございます。

しかし、乳幼児健診は子どもの身体や発達に関することで、症状の早期発見、早期治療等にもつながっていくこともあります。また、子どもの将来にも影響を及ぼすこともありますので診察や保健指導等において慎重

に対応をしている状況で、時間を要します。

個人の状況により対応時間も異なりますので待ち時間が長くなることもありますので、その点は一定のご理解をいただきたいと思います。

町と致しましても、引き続きスムーズな健診に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきたいと思っています。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

どうも。

言われるとおり、言うてしまうとこれはまた問題があるかもしれませんけども。

その話を聞かせていただいた方はですね、やっぱり昼から行って晩までというのも時間があれですけども、例えば1時から5時ぐらいまでかかってしまう。また、午後あるために、子どもたちが保育園の時間がそこへ入っているような、保育の時間帯にするためにすごいぐずられるので時間が長くなるのがちょっと、というようなご意見でした。

言われる内容の中から、例えば、4 カ月、7 カ月、10 カ月とかいうその区切りがあるとのことですので、その受付時間をきちっと、あまり厳しくするとまた弊害があるかもしれませんけども、ちょっとずらすなりして何かいい策がないかなと思います。

そういったことについてはどう考えますか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

受付時間をということですが、この健診内容のところでは先ほどもご説明致しましたが、小児科医の診察ということで小児科医の先生に来ていただいている関係で、現在、黒潮町では幡多けんみん病院の小児科医の先生に委託をして来ていただいている状況です。

どうしても回数を増やすとか時間をということですが、その日によって相談すれば多少の時間は調整が効くかもしれませんが、なかなか決められたいうか、けんみん病院の先生の回数を増やすとかいうことが今の状況ではなかなか難しく、ちょっと現状での健診となっております。

ただ、一応健診の内容が、項目が各ありますので、その状況を見て1カ所に固まらないように、空いている所へ順次、先に行くような健診の仕方を今も取っている状況です。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

説明の中に、順調にいけば、片方は1時間、片方は1時間20分程度というお話がありましたんで。

さっき問いましたのは、受付時間を、何歳児は何時からの受付時間としますみたいな感じでずらして、何かその時間的に有効に働けばなというふうに思いますが。

その点はどうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

ちょっと自分の方の説明が悪かったかもしれませんが、乳幼児健診ということで、4カ月、7カ月、10カ月の子どもを健診の対象としております。で、生まれて4カ月かっちりに来ていただけるという対象としてその月に来ていただいたら、次は7カ月、次10カ月というふうに健診を行っております。

その乳児健診は毎月ずうっと、生まれた子どもたちはいますので行っておりますが、1歳6カ月の健診も、この乳児健診と一緒に年5回重なる月があるということです。

すいません、今の質問は、仮に乳児健診を午前中、極端に言えばですね。それから、1歳6カ月を午後からとかいう受付時間を変える。

（宮川議員から「4、7、10とかいうような区分けにして、ちょっと時間をずらすというようなことはできないかな。そういったことができないかなという」との発言あり）

4カ月の乳児、7カ月の乳児、それから10カ月の乳児が、おんなじ日の健診日になりましたという場合にずらせれないかということですが。

結局、ずらしてもおんなじ日にちにやりますので、そんなに影響はないと考えます。

すいません、対象の月の児童で受付時間を変えろという。ちょっと、そこは検討してみます。状況を見てみてですね。

先ほども小児科医の指導時間も関係すると思いますので、その全体的な、長くなればですね、午後からということに今なっておりますが、その時間で全員が終了すればですが、後の受付時間になれば前の、次の早く来た受付の方は終わるまで待たないかと。その間は、ということになると考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君、あと1分切ってます。

11番（宮川徳光君）

なるだけ受診時間を短くする何かがないかなという質問で、前向きに検討していただけるというふうな回答だったと思いますので、私の質問を終わります。

もう残り時間はなくなりましたが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、11時まで休憩します。

休 憩 10時 36分

再 開 11時 00分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

7番（濱村美香君）

生まれて初めての質問をさせていただきます。ちょっと喉の調子が悪いので聞き苦しいかと思いますが、よ

ろしくお願い致します。

まず、1 つ目、通告書に基づき、黒潮町版地域包括ケアシステムの進捗（しんちよく）について質問致します。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、そして介護予防、生活支援が一带に提供される仕組みを言います。

私も、黒潮町内の福祉に携わって丸5年が経過しました。そのような中で、本当に住み慣れた地域で最期まで暮らすことができているのだろうか。本当はこの町にいたいのに、仕方なくこの町を離れて、遠く離れた病院に入院になったりとか、やっぱりそういうことが幾つかありました。で、この町で最期を迎えることができない、そういう方がいました。わが町黒潮町でも、平成31年の4月末には、人口に対しての高齢化率が43.52パーセントとなっています。早急な仕組みづくりが求められていると思います。

そのような中で、1 つ目の質問ですが、行政、事業所、住民が協働し、年を重ねても安心して暮らせる仕組みづくり、地域包括ケアシステムの構築において、全庁的にどのように取り組みを進められていますか。

答弁をお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは濱村議員の一般質問の、黒潮町版地域包括ケアシステムの全庁的な取り組み状況についてお答えします。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、住み慣れた地域で希望する自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一带的に提供される高齢者福祉のシステム、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

本町におきましても、平成29年度に策定した福祉基本計画により、従来からある福祉システムを生かしながら、新たな福祉の在り方を検討し、子どもから高齢者まで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境をつくり、来るべき少子高齢化社会に対応できる、黒潮町版地域包括ケアシステムの構築に向け取り組みを進めているところでございます。

この黒潮町版地域包括ケアシステムの構築に関し、本町では、黒潮町地域福祉基本計画における地域課題や近年の多様な個別ニーズに対応する仕組みをつくるため、本町全域をカバーする形であったかふれあいセンターを整備することとしており、現在、5カ所が整備されたところでございます。

あったかふれあいセンターは地域の自発的、自主的な活動拠点であり、その拠点を核として、住民自らが取り組む健康増進、予防事業を展開し、また、住民同士がお互いさまの気持ちで支え合うことのできる互助の仕組みを築き、さらに専門職などの参画を得ながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境をつくっていくことを目標としております。

当面は高齢者福祉施策に関するシステムの構築を進めるため、健康福祉課を中心に横断的な取り組みを展開し、以降、本町独自の取り組みとして、年齢や障害にかかわることなく、全ての取り組みについて全庁的な取り組みとなるよう進め、民間企業やNPO、社会福祉協議会など、さまざまな団体と協働しながら、黒潮町版地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組みを進めていくこととしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

課長、ありがとうございました。

今、課長の答弁の中に、子どもからってというのが今からのポイントになってくると思います。それから、障害を持った方も高齢になった方も、一緒についているところがすごく大事なところだと思います。町の中の半分は高齢者であっても、残りは子どもであったり、子育てしながら支える側であったりする若者なので、全体のことを考えないと、この黒潮町版の包括ケアシステムは構築できないと思っていますが。

またそれに、今、福祉の方の取り組みは私も理解はできているつもりですが、町全体として、いわば町づくりもかかわってきますし、移送の問題もかかわってきます。そうした中で、やっぱり町全体でどう取り組むか。総合戦略の中にも、やはり横のつながり。縦割りではなくて、横のつながりを持ってってということが書かれております。

そうしたときに、町長、どのように取り組んでいく方向かということをお聞かせください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

今回、地域包括ケアシステムを基本計画にうたわせていただいて、全町的に取り組みを進めるという目標設定をさせていただきました。取り組み自体が個別に切り取れるものではなくて、非常に横断的で、概念的なところも非常に整理をして、まず共用することが大事だと思いますので、少し補足もさしていただければと思っています。

国の方から、具体的なお達しというか通達があったのは直近ですけれども、そもそもこの地域包括ケアシステムというのはもう随分前から協議がされていて、その必要性について、まず自分たちは共有する必要があるのではないかと考えています。簡単に言いますと、外的要因、いわゆる外圧があってということなんですけれども、例えば社会環境の変化、例えば地方においては過疎化が進み、あるいは少子高齢化が進み、あるいは、家族で言いますと核家族が進んでいる。これまで、もしかすると個人で、あるいはご家庭で、あるいは地域で、そういったさまざまな課題について解決できていたものが、なかなかそれが解決できない。そういった課題、今まで潜在的にあった課題が一気に、進む社会情勢の変化によって顕在化してきたと。こういったことがまず、諸要因の一つとして掲げられます。

それからもう一つは、どうしても避けて通ることができないのは財政的な問題であります。例えば、医療、介護。こういったものの先を見通しますと、その先は非常に厳しいというのは、もう皆さんご理解いただいているところだと思います。

例えば介護一つを取りましても、先ほどご指摘いただきました 2025 年問題。団塊の世代が後期高齢に移行する。そういった中で、サービスのニーズとしては総量的には低下はしないんだけど、それを支えていく、いわゆる納税者であったり、労力提供者であったり。簡単に言いますと、介護事業者あるいは利用現場で従事している方の人材の確保、こういったことが非常に困難になってくる。であれば、そこがサービス提供できなくなったから、住民の方が不利益、不便、あるいは不幸になっていくのか。そういうことは共有できないであろうということで、その補完をどうしていくのか。こういったことがまずあります。

そう考えますと、これまで、例えばセクショナリズムに基づいていろいろなサービスが提供されます。仮に、仮に財政的に、あるいは人材的にも許されて、そのサービスが適時、適切なサービスが結果としてシームレス

に仮に提供ができたとしても、そういった社会よりも、地域で、誰かが誰かのことを気に掛けて。例えば、専門職とかプロの方にはかなわないまでも、例えばゼロリスクを目指さなければならないところは、そこは専門職にどうしてもお願いをしなければならない。でも、ある一定のリスクは共有できる。こういったところを総合的に見たときに、一体その方の生活の質とかというのはどこで判断すればよいのか。こういった議論が絶対に必要です。そう考えますと、先ほども申し上げましたように、仮に結果的にシームレスなさまざまなサービス提供ができたとしても、そういう機械的なそういったサービス提供の仕組みではなくて、地域でどなたかが誰かのことを気に掛けている。そして気付いて、そしてもしかすると、しっかりとおつなぎをいただき、ケースによっては、その場で対応をいただくことも必要だと思います。そういった前提の下に、地域でお暮らしの方がどうあれば、その地域で幸せに暮らし続けられるのか。これが、この黒潮町版地域包括ケアシステムの目指さなければならない目標です。

そう考えますと、国は今、高齢者に少シクローズアップ、ターゲットを絞っておりますけれども、そもそも地域の構成要因としては、高齢者とか自分たちのような世代だけではなくて、お子さんから幅広い年齢層もございます。あるいは、属性的に分解してみてもさまざまな職種の方もおられますし、そういった方をひっくるめて、どういった地域であればそこで暮らしの皆さんが幸せに暮らし続けられるのか。これが地域包括ケアシステムの本来の定義でありまして、それを黒潮町は平成23年から目指してきているということをございます。

そう考えますと、ネットワークをつくって仕組みづくりも急務であります。しかしながらそれだけではなくて、地域がいかようにあるのかということも非常に大きなテーマです。これも仮定の話になりますが、仮に、黒潮町内に相当数の有床病床を持った総合病院が仮にあったとして、じゃあ黒潮町が進める地域包括ケアシステムというのは、その医療機関が中心に座るのかということ、僕は決してそうにはならないと思っています。黒潮町は残念ながらそういう総合病院はございませんが、現在自分たちが進めようとしているシステムの中心には、あったかふれあいセンターが座っていて、仮に総合病院があったとしても、僕は地域包括ケアシステムをしっかりと地域に根ざした仕組みとしてつくり上げていくためには、あったかふれあいセンターが核に座るべきだと、今でも思っています。それは先ほども申し上げましたように、専門性が必要なときには専門性にお頼りしなければならぬだけども、そうでない、幸せな地域づくりとか、あるいは、それを包括的にカバーする仕組みづくりというのは、やはり、どうしても切り離せないのが地域との関係性であって、地域がどのようにあるのか。これが非常に重要です。従って、まだまだ少し先は長いですが、一步一步、地域とお話し合いを繰り返しながら進めていかなければならないと思っています。

そう考えますと、自分たちは行政として公金を入れるわけですから、仕組みの評価とか、さまざまな指標についての評価は必要な立場ではありますが、まずは地域の皆さんに、自分たちの地域がいかようにあるべきなのか、そういったことをまずお考えになっていただくチャンネルを持つこと。

それからもう一つは、これも絶対忘れてはならないと思うんですけど、ゼロからつくり上げるっていうたぐいのもではなくて、もう既に、地域の中では地域福祉。活動いただいている方は、もしかしたら地域福祉という考えをお持ちでないかも分かりませんが、普段の生活の中でですね、例えばお声掛けをいただいたり、気に掛けていただいたりというのは、黒潮町内にはさまざま所に、さまざまな方がご活躍いただいています。

併せて、黒潮町内にはさまざまなボランティアの団体があったり、各種活動をいただいている団体等もございます。こういったものが、黒潮町にとっては大きな武器であって大きな資源であって、こういった人たちと如何に横串を差した仕組みをつくれるのか。こういったことを目指さなければならないと思っています。

少し理屈がましい答弁になりましたが、簡単に言いますと、幸せな地域をつくらぬかんちゅうこと一点で

ございまして、これは本来の行政の趣旨にもかぶさるところであって、自分たちはその方向性だけは失ってはならないと思っています。

片方、ただし理念だけが走っても、実際にお暮らしの方のQOLが維持できたり向上できたりというところにつながらなければならないわけで、そのために具体的な仕組みをこれからつくっていかなければならないということです。

当分、片方では地域っていう枠組みの中でいかなうな地域をつくり上げていくのかという、もう一つの片方では、やはりその仕組み、システムというのは非常に大事であって。簡単に、気付きからつないで、そして対応するということが、僕らからすると当たり前のように行われていなければならないと思うんだけど、割とそうはなっていないところでございます。よく言われますように、医療現場であれば、垂直統合できていない医療現場同士の情報のやりとりがまだまだ不十分です。あるいは業界が変わって介護となりますと、これもまたハードルが高くなります。あるいはそれがさらに行政組織となると、さらにこのハードルが高くなる。こういった統合のシステムというのは国も検討いただいでいて、機械的にそういうことを進めていかなければならない部分も必ずあります。

そういったことを今からしっかりと進めていかなければ時代の変化にも対応できませんし、そもそも幸せに暮らし続けるためには、そういう仕組みをつくっていきましょう。これが、黒潮町版の地域包括ケアシステムの全容ということになっています。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

町長の方から、具体的にいろいろ説明をいただきました。

そういう形に進んでいくように、やっぱり町民と事業所、行政、全員でやっぱり関わっていかないと、福祉課だけの問題でもないし、地域包括支援センターだけの問題でもない。住民というのはやっぱり情報が少なく、例えばこの中継を見ていたとしても、用語の一つ一つはやっぱり理解できないので、地域包括ケアシステムって聞いたら、あ、地域包括支援センターが管轄するもんやぐらいの感覚です。私たちからすれば、けど、やっぱりそうではなくて、私たち、みんなの問題なんだっていうことを、まずは行政の中から再認識していただきたいことと、行政の方たちが再認識していただいたら、先ほどもあったように、やっぱり町民への説明が誰の口を通じてもできるっていう、その認識ができていくかどうかということもすごく大事になってくると思うんです。その全町的取り組みっていうところに求める私の思いはそこです。

それで、また、私が30数年前に卒業した大方中学校のスローガンに、ひとりみんなのために、みんなはひとりのために、っていう言葉があります。私はその言葉がやっぱりずっと、どこか心の中にも残っていて、すごくいい教育のもと育ったんだと自己満足みたいな感じでしてるんですけども。やっぱり、黒潮町版の地域包括システムの構築にほんとに必要な理念の一つじゃないかな、というふうに思います。解釈を加えるとすると、一つの目的、一つのゴールを達成するためには、みんながやっぱりそれぞれ役割を持ってやらなければならないんだよっていうことだと思えます。なので、私の課じゃないから関係ないとかじゃなくて、この地域包括システムの黒潮町版については、各課がやっぱり、自分たちの役割、何だろうっていうことをきちっと理解をした上で、住民のために一緒に頑張っていただきたい。一方だけ頑張って、ということではありません。みんな頑張りたいという思いですが。

町長、もう一回、どういうふうに、今、分かりやすくは説明していただきましたけど、この場だけじゃなくて、町の中に出てこういう取り組みをしているんだっていうこと、そういう勉強会とか、また住民の皆さん

と協議する場。座談会とはまた別の形でもいいので、何だかこう、こういう方向性がこの町の幸せをつくるんじゃないかみたいな、そういう構想とか、そういう計画みたいなものはないでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきます。

現段階で詳細に、つまびらかに全てのパーツをご説明させていただける、あるいは、それに対して全ての準備が整っているという段階にはございませんが、これから目指していこうという理念の共有するっていう作業は大変重要かと思っています。

全町をどう網羅するのかっていうのは少し時間がかかろうかと思いますが、今議会終了後には少し中山間にターゲットを絞って、実際に入らしていただいて、さまざまなお話しをさしていただく予定としております。従って、そういう場面も使いながら、あるいは、ありとあらゆる所でお招きをいただき、ごあいさつの場をいただいた所ではしっかりとそういうこともお伝えし、そういった作業を少し心掛けたいと思います。

併せて、対地域だけではなくて、多分議員のご質問のご主旨の一つは、この全町的というのはこの職場といえますか、この役場内のということも大きな一つのテーマだと思っています。そこらへんも、もう少しかみ砕いて各課に下ろせるような説明を心掛けてまいります。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

ありがとうございます。

私たち住民にも、何かできる役割って必ず一人一人にあると思うんですね。その一人一人が、この町にいいんだって思えるような町づくり、そういうのを目指して、やっぱり行政内でも横につながって、住民の私たちも横につながり、そして、事業所もできる限りのことの地域貢献をしていくという形を持って、この黒潮町版の地域包括ケアシステムが構築されていることを願います。また、それに対して私たちも一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

この質問についてはこれで終わります。

2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。安心安全な暮らしの確保について質問致します。

健康な暮らしは、子ども、若者、高齢者に限らず、全ての私たちにおいてバランスの取れた食生活からと考えます。食により心とおなかが満たされなかつたら、子どもたち落ち着きがない行動を取ったりだとか、乱暴になったりだとか、あと認知症の方においても、イライラしたりそわそわしたり、物事の正しい判断ができなくなったりということに、必然とこう表れてくると思っています。そして、何より食が途絶えることにより、人は生きていくことができなくなります。

そうしたときに、カッコ1の質問になりますが、雨の日も風の日も、長年わが町の食を57年間支えてくださった量販店が閉店をしました。もう2週間になりますが、そのことによる住民の生活の変化について、どのように把握をされていますか。

質問致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは濱村議員の、住民の生活の変化の把握につきましてお答えを致します。

議員がおっしゃりましたように、5月末をもって、半世紀にわたり営業をされてきました地域に根ざした量販店さんが閉店を致しました。その量販店さんをご利用されていた方は大変多く、食生活をはじめ、日常生活への影響は大きいものというふうにとらえております。

閉店に伴う住民生活の変化をどのように把握するかということですが、町と致しましては、現在、福祉利用者等への影響につきましては、健康福祉課を中心と致しまして把握に努めているところでございます。影響の度合いや内容等につきましては、すぐに表れるものと、時間の経過によって表れるのもなど、時間経過によっても変化があるものというふうと考えております。

他団体の皆さまとの連携により状況把握に努めるとともに、地区区長様や民生児童委員の皆さま、そして地域の皆さまからの情報をいただくなどのご協力を得ながら、状況の把握に努めてまいりたいというふうと考えております。

また、買い物等の利用者の皆さまのほかにも、今回の量販店の閉店に伴いましてその量販店に品物を卸してした業者等の方々や仕入れていた方々、そして従業員の皆さまといった、関わりのある方への影響もございません。産業連関での影響も考える必要があると思いますので、町と致しましても、それぞれの部署におきまして影響を調べ、状況によりましては対応等の検討を行っていく必要があるというふうと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

ありがとうございました。

健康福祉課を中心に区長さんや民生委員さんからの情報を収集しているということで、それはこれからも続けていただきたいことだと思うんですが。

やっぱり困っていることのほかにも、悪いことばかりではない。町の変化で良いことも実はありまして。各地にある商店がこれまで取り扱いしていなかった鮮魚を仕入れて、長らく休んでいた鮮魚用の冷蔵庫が復活していたりだとか、そういうこともやっぱりあったりしています。商品を多めに卸してくれたりだとか、そういう変化もあります。品ぞろえが豊富になったことで客足が増えたという、いい変化もあって。小さい町だからこそ、ピンチをチャンスにちゃんと変えて、今頑張れるのはどこかというのを見極めて、そこにアプローチしていくというのがすごく大事だと思うんですけど、そこらへんの見極めをあまり長くならないうちに、できれば見るだけでいいと思うんです。

よく行政に対して、地域に出なさい、現場に出なさい、もっと地域を見なさい、とかいう意見が出てくるところがこあるかもしれませんが、行政の職員としてだけじゃなくて、やっぱり一住民として、この店ってどういうふうに地域に役に立っているんだろうとか、ここに来られている方はどうやって来ているんだろうとか、そういう細かなところを見るだけでも、制度サービスの必要性に気が付くこともあると思うんですね。なので、忙しい合間を縫ってでも、やはりこの地域に目を向ける。地域の人と同じ目線で町を見てみるってということ、すごく大切なことだと思います。やはり、お店のことを聞くまでもなく、困ったとか、大変だとか、今はまだ冷凍食品があるからとか、何とかなるけどとか、やっぱり、今まで行ってないお店の情報ってなかなか、大きな量販店にしか行ってなかった方にはなくて、そういう情報交換をする場だとか、そういうのも。例えば、その新しく鮮魚を仕入れて販売しているっていうことを、その店を活用している人でも、あら、あったがって感じで、全然気が付かない。その情報発信をどうやってするか。今足りなくなっている食品とかそういう

ものの穴埋めはどどこがしてくださっているよっていうことを、情報共有できる機会も必要かと思います。ロコミでいろいろ、あそこもこれこれこれがあるよっていうことは言えても、それはもう限られたこと。

で、その努力をどこがするのかとか、情報発信をどこがするのかというのは、私の中ではまだ答えも出ていなくて、行政の方でいい案があれば、そういうことも一緒になって取り組めたらと思うんですが。

そのような情報発信の場等について、何かこう情報共有の場。そういうのについて、何かいい方法があれば教えてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問の方にお答え致します。

議員のおっしゃりましたように、地域の現状というものは職員が足を運びまして、肌感覚で感じて対応しなければならぬものであろうかと思えます。

また今回のことで、確かに各小売店におきましてもいろんなご協力をいただきまして、品物が増えたりということもあろうかというふうに思えます。

また、こういった情報をどう発信していくのかとうことでございますけども、今のところ町と致しましても発信方法というのは、具体的にこれがいいというのはございません。しかしながら、今おっしゃられましたように、何らかの形で住民の皆さまにそういう情報が、いい情報といいますか、いろんなことが行き渡るというのが基本であらうかと思えますので、ちょっと内容も含めまして、各課一緒に検討をしてみたいというふうに思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

やはり大きなお店ではなくても、地域がそれぞれ守ってくださっている。地域を守ってくださっている商店もありますので、その商店さんたちの思いや意見も聞きながら、現状も把握しながら、いろいろといい方法を考えていただけたらと思います。

私が一番心配するのは、介護サービスを利用している方や、あったかふれあいセンターを利用している人は、まだ何とかなっていると思うんです。ヘルパーさんが少し足を延ばして、遠くから買い物してきてくださったりとか、あったかふれあいセンターも移送支援で買い物に連れていける。なかなかちょっと大きなお店は高齢になると回りにくいということで、買い物代行がどうしても多くなっています。パンと牛乳を買ってきて、お豆腐を買ってきてっていう買い物代行です。でも、ほんとは、自分の目を見て、足を運んで、選んでってというのが、一番の健康づくりにつながっていくと思います。だったら、やっぱり地域のほんとに近く、歩いて行けるような所にある商店に行けるのが、一番いいのかなというふうに思っています。これを機会に、地域の商店にできること、できないこと、そういうことも再度みんな考え合う、再確認するチャンスであると思っています。

やっぱりこれからお願いしたいというのは、その、あったかふれあいセンターや介護サービスを利用していない。高齢でなくても移動手段のない方とか、そういう方とかがいると思いますので、そこについてもやはり、思いを巡らしていただきたいというか、見えない部分、潜在ニーズというか、そこに見えない部分の必要性っていうのも再度検討していただければと思います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問にお答え致します。

確かに介護サービスを受けていない方、なかなか声を出せない方というのも地域にはいらっしゃるというふうに考えております。先ほどの議員からの1番の質問でもございましたが、ここでやはり考え方としましては、地域ケアシステムの、先ほど町長の方からも答弁致しましたが、人のつながりであったりということではないかというふうに考えております。

そういった中で、そういった暮らしに気付いた方からの情報をいただくんですね、それぞれがアンテナを張って、そういった方の状況を踏まえて対応していくということが大事だと思いますので、そのように進めてまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

町内各地に集落活動センターもあり、地域の生活を支えるっていう仕組みもかなり進んできていますので、そこも併せて、ぜひ地域の皆さんの生活が支えていただけるようお願いをして、この質問を終わります。

次の2つ目の、カッコ2の質問に移ります。

最近、テレビ等の報道では、高齢者による交通事故の話題、ニュースが絶えません。高齢者の運転が悪かのようにとらえられ、周辺からは免許を返納しなさいと迫られている高齢者も多いのではないかと推測します。

そのような中で、次にこの質問を致します。近年、高齢者による交通事故の話題、ニュースが絶えませんが、わが町は交通事故の軽減に関する対策としての施策はありますか。

質問致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、交通事故の軽減に関する対策の全般的な対策について、私の方からお答えしたいと思います。

現在、黒潮町で行っている交通安全対策におきましては、町内全ての保育所と小学校で、4月と5月に安全な歩行の仕方や自転車の乗り方の実践、また教材を使った学習等により、交通ルールを知り、守る、子どもたち育むための交通安全教室を実施しております。

また、そのほか、春、秋、年末年始の交通安全運動期間中には、交通安全協会による、国道へののぼり旗の設置、交通安全パレードの開催、ドライバーサービス、役場全職員による街頭指導等を行っており、各交通安全機関の皆さまと連携を取りながら、交通安全思想の普及と啓発に努めているところでございます。

また、自動車運転時、歩行時における事故発生の危険性のある場所等について、地域からの要望により把握した上で、中村警察署、交通安全協会、国土交通省と協議しながら、カーブミラーの設置、道路標識等の道路安全管理に関する整備を行っているところでございます。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは私からは、本町の高齢者に対する交通事故の軽減対策についてお答えさせていただきます。

近年、高齢者の交通事故が社会問題化しておりまして、連日のようにテレビや新聞報道で取り上げられていることは、先ほど議員もご承知のおとりだと思えます。先週の火曜日にも、福岡市で 81 歳の高齢ドライバーが運転する車が暴走しまして、2 人が死亡して、多くの方が負傷するという、痛ましい事故が発生しております。

本町と致しましても、この事故を他県のことだとは思わず、わが町でも起こり得る可能性があるとは認識致しまして、事故に遭わないことはもちろんですけれども、事故を起こさないための対策を講じることの必要性を痛感しているところです。

具体的な高齢者に対する交通安全対策と致しましては、高齢者交通安全教室を町内全域で行っております。この教室の内容と致しましては、中村警察署交通課、交通安全アドバイザーによる認知機能の検査、クイックアームという機械を使用して、反射神経を測定する検査を行っております。そのほかにも、役場担当者による運転免許証返納支援制度の説明や、中村警察署地域安全アドバイザーによる特殊詐欺の講和について、約 1 時間程度の時間で行っております。

この中村警察署が行う認知機能検査につきましては、75 歳以上の方が運転免許証の更新時に受けなければならない内容とほぼ同じでありまして、自分では気付きにくい認知症の有無、またその進捗（しんちよく）度合が分かり、参加者からは大変好評を得ております。また、クイックアームによる反射神経を測定する検査につきましては、加齢、年齢を重ねることで低下してくる反射神経を機械によって測定することによりまして、実際の実年齢と、その検査結果に基づき得られた年齢との差が数字として表れますので、この検査につきましても大変好評を得ているものです。昨年度の実績としましては、町内 30 地区で 418 名の方に受講していただきました。今年度も既に 17 の地区から申し込みをいただいている状況です。

しかしながらこの教室は、あったかふれあいセンターのサテライトや包括支援センターのサロンを開催している地区でしか実施されておりませんので、町内全てで行われておるわけではありません。従いまして、未実施地区への拡充を図るべく、今月 4 日に区長会を開催致しました。そのときにも説明をさせていただいて、今後は町内全域へ拡充していきたいと考えているところです。

次に、高齢者運転免許証返納支援制度について、少し説明させていただきます。運転免許証を自主的に返納された方に対する支援策と致しまして、黒潮町では平成 29 年度からこの支援制度を創設しております。制度の内容と致しましては、中村警察署で運転免許証を返納する際に交付される運転経歴証明書というものがございしますが、この発行手数料を全額町が補助するものとなっております。補助金の額は発行手数料と同額の 1,100 円となっております。発行された運転経歴証明書には住所、氏名、生年月日のほか、過去 5 年間所有していた免許証の種類が記載されておりまして、マイナンバーカードやパスポートと同様に公的な身分証明書として生涯利用できるものとなっております。

また、免許を返納した方の移動手段を確保するための支援策と致しまして、土佐くろしお鉄道や土佐西南交通、四万十交通やつづきハイヤーを利用した際に、運賃が割引になる制度がございします。そのほかにも、本制度に登録している協力店舗が 8 店舗ありますけれども、それぞれの事業所で特典を受けられるケースがありますので、積極的にご利用していただきたいと考えております。

なおですね、黒潮町内の運転免許証の返納者数につきましては、平成 27 年度が 13 名でした。28 年度が 18 名です。この支援制度を開始した平成 29 年度が 45 名、30 年度が 39 名となっております。以前よりは増加傾向となっております。また、県警本部に高知県内でこの免許証返納支援制度を導入している市町村を確認しましたところ、東から言いますと、東洋町、室戸市、土佐市、四万十市、土佐清水市と黒潮町の 6 市町だそう

です。

いずれに致しましても、このような支援制度を拡充することが、免許を返納するかどうかを悩まれている方々の決断の一助になればうれしいと考えている次第でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

免許返納制度の対策も取り組んでくださっているのは、私も理解をしていました。それから、高齢者の交通安全教室、アドバイザーの方によるいろいろテスト。認知機能の検査とか、あと、反射神経の検査とかもしているのも理解はしておりました。

しかし、また先ほどもちょっと同じなんですが、そこに来られない方、そこに意識を持ってそういう検査を受けてみようという方は、比較的安全運転をされている可能性が高い。けどそうでなくて、そういう検査を受けると意識なく、危なく運転をしてしまっている人もたくさんいると思うんですね。先ほど課長が言ってくださったようにこれからちょっと広げていって、そこでサロンに参加されない方に対しても、されない地区についても取り組みをしていただけるということですが、免許の返納については、私はちょっと意見がありまして。返納をして元気になるかといったら、本人はそうではありません。町の安全は確保されるのかもしれませんが、本人がとても弱る可能性がありまして、免許返納後の 65 歳以上の方の要介護になるリスクは 8 倍、免許をずっと持って乗り続ける方の 8 倍リスクが高いということです。

さっき課長から、13 名、18 名、45 名、39 名という返納者の報告がありましたが、その方たちのその後の生活については追跡というか、生活の様子、理解はできていますでしょうか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

濱村議員の再質問にお答え致します。

免許を返納した方のその後の追跡調査ですけれども、詳細な追跡調査は、申し訳ありませんが致しておりません。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

確かに、その後の追跡調査を行政の方が逐一その人を追いかけて、どうですかっていうことはまず不可能かと思いますが。

そういうときこそ、地域のあったかふれあいセンターの利用はしているかどうかっていうことを、やっぱり行政の中でつながって情報共有ができていれば、その方の生活のフォローもできるであろうし、やっぱり、困ったなっていうところを何らか支援していけると思うんですね。返したからオーケーではないと思います。で、認知機能の低下も運動機能の低下も、放っておけばずっと下がっていく一方です。記憶のつぼも使わなければどんどん浅くなって、ほんとにそこに新しい情報を取り込むことが難しくなるし、体も使わなければどんどん弱っていく。運転はどちらからというと、記憶力が悪いという人よりも運動機能の低下。どんくさくなって

しまったなあ、歳とともに。私たちもよくあるんですけど。ブレーキは踏んだけど、思ったほど効かなくてぶつかりそうになったとか、忘れることもあります。スーパーで、あら、車どこに停めたろうと思うてしばらくうろろ探すことも私でもあるので、歳を重ねてくるとなのおことそういうこともあるかと思いますが。そういう機能低下をしないような取り組み、介護予防の取り組みとか、そういうこともこれからすごく大切になってくると思うんです。返納したら要介護状態になるリスクが8倍っていうことは、安易に免許を返しなさいということはなかなか言えないし、免許を返してから良かったこともある。家族とのつながりが増えたとか、週に一回は子どもが帰ってきてくれて、一緒に買い物に行けるようになったとか。そういういいところもある反面、やっぱり本人が自由にどこにも行けない。この町はやはり公共交通の取り組みも進んでいるとはいえ、各地域に各個人のニーズが満たされるような、まだ取り組みにはなっていないと思っています。なので、やはり今後も、そういう免許を返納する時期のこともあります。早い時期だったら、免許返納後、自分の足で歩いて買い物に行くっていうことができる時期もあります。けども、やっとやっと歩ける状態で認知症がちょっと始まってしまったときの返納後の生活の変化というか、不自由さが、ほんとにその人の生活をがらりと変えてしまうというこはあることですので、安易にもう弱ったからとか、認知症が始まったから返納しなさいというのはすごく酷なこと。高齢者にとっても酷なこと、返納するならば、まだ自分の足で歩いて買い物に行けるとか、手押し車を押せば行けるとか、そういうときにやっぱり返納の意識をそれぞれがやっぱり持って、お互いに助け合う体制だとか、地域で、あの人も車の免許取ったけん週に一回は買い物助けてあげようかとか、そういう意識づくりの下、やっぱり返納をする時期を考えていかなかったら、ほんとにその人の生活を上げてしまうとか。買い物も楽しみだったりもします。人とも会えます。買い物に行くと人とも会えるし、外に出ると日ごろと違った景色も見れます。刺激になりますので、やっぱりそういうところを奪わないような取り組みがこれから大切になってくると思うんですけど。

免許返納後も不自由なく暮らせるような、そんな取り組みの計画っていうのは何かありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

もともとですね、この返納制度の導入に当たってはかなり議論の期間を設けまして、おっしゃられた、指摘された事項についても相当協議を進めてまいりました。

必ずしも自分たちは、ご不満をお持ちの方はどんどん返納してくださいねとうスタンスには立ってございませんで、自分が相談を受けたケースの中にもですね、例えば高齢世帯の方の旦那さんから相談をいただきました。返納制度が始まった直後、返納した方がいいのかどうなのか。それはですね、冷たい言い方も分かりませんが、ご自身の判断ですということに成らざるを得ません。特にご相談されたのは、介護をされてる奥さんのお食事の材料をどうしても買いに行かんが。車がなくなったことによって、その買い物機能が極端に下がるわけです。危ないことは自覚しているんだけど、なかなか返納まで踏み切れない。そういったケースが山ほどあって、というか、そういった方が多分大多数だと思います。

従って、やっぱりセットになるのは、返納された後にいかに、まずは移送手段の確保がどうされるのか。これがまず第一。そしてその次は、先ほどご指摘いただいておりますように、その移送手段だけではなくて、単に生活物資を入手するだけの手段としての移送手段だけではなくて、その方が地域の中で健康を保ちながら、これまで車である一定担っていた部分を違う機能でどう担保していくのか。あるいは協力体制はどうなのか。そう考えますと、最初のいただいたご質問のもうまさに地域包括ケアシステムという、こういうお話になって

くるわけで、行政として、精一杯用意をできるところまでは用意をし、そして、あったかふれあいセンターのような地域福祉の最前線の方にもお世話になり、そして、それでもまだ補い切れない部分を地域で何とか。あるいはご家族で。こういったことを全部一緒にひっくるめて、対応はしていかなければならないと思います。

就任以来ずっと言い続けていることがあって、いろんな地域にいろんな機能が必要なんですっていうことをずっと言い続けてまいりました。あったかもそうですし、集活もそうですし、あるいは、そこまでの規模のものではなくても、少し地域の皆さんが自発的に寄り添うような、そういった機能も絶対必要です。少しこれから勉強もさせていただきながら議論も深めさせていただいて、とにかく、身体機能の低下とか幸福度の低下を招かないように、地域はどうなのか、どうあるべきなのかということは、自分たちの主たる目的ありますので、もう少し時間を頂いて議論をさせていただければと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

ありがとうございました。

やはり高齢者のみならず、地域の福祉っていうことは、福祉っていう言葉は通常、何かこうサービス、制度サービスが必要になった、そういう利用者のことを指して福祉の利用という感じでとらえますが、本来の福祉の意味は人々の幸せという意味です。

なので、福祉係、福祉課だけがそういう取り組みが必要というわけではないので、再度のお願いにはなりませんが、全体。行政全体、各課全体、そして町民と事業所全体が一緒になって、一人一人の暮らしを共に知恵を出し合いながら考えていけるような町づくりをお願いして、私からの質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 48分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

9番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づきまして、今回は3点について質問を致します。

少々、喉を痛めていまして、すみません。変な声になっておりますけれど、失礼致します。

最初は、新たに開通しました国道56号線についての質問です。

ご存じのように、今年の3月に、国道56号大方バイパスが開通致しました。車社会ですので、車がある人には、特に通過する車には大変便利になった面も多々あるとは思いますが、ここに暮らす住民にとっては、長年走り慣れた道と違うし、慣れるまでに一定時間は必要だとは思いますが、この道の独特な路線に戸惑いの声が出ております。

通常のバイパスが、旧道や町の中、生活道路を外して、あるいは避けて、町の外側などに造られるのがほとんどです。現在の佐賀にありますバイパスは、佐賀の町の中を外して、旧国道と交差をしているのは入口と出

口だけです。また、鞭のバイパスも生活の中心をよけて海岸寄りに造られており、旧国道には、東の郵便局の所から入って西の出口まで、バイパスと旧国道との交差はありません。通常のバイパスは、こんな造りがほとんどだと思います。

しかし、今回でできましたバイパスは、それとは少し違って、旧国道や生活道路と何カ所か交差をしていますし、入野地域の浜の宮や新町、万行、本村地域等は、日常の暮らしの中で、新しい国道を横断して用を足すことが求められる暮らしに変わりました。

車で渡る者もちろんですけど、特に歩いて渡る高齢者にとっては、毎日が危険と隣り合わせです。既に、開通したその日から事故が発生しています。

住民が慣れるまでには、先ほども言いましたけど一定時間も必要だとは思いますが、道路の横断が、道幅が広い上に車がスピードを出しているの、なかなか渡れない。危ないとか、また、車の人は分かりづらくて迷ったとか、住民からは戸惑いや不安の声を多数お聞きしています。

全員協議会では、まだ工事が終わってない場所とか、改善点で信号設置の要望活動等々説明はありましたが、住民の方にはそのことは分かりませんので、全員協議会の説明と重なる点も含めて、答弁をお願いしたいと思います。

最初にカッコ1ですが、役場の方には住民から不安や、こうしてほしいとかいった改善点の声は挙がっていないでしょうか。

あれば、どのような内容でしょうか。

お答え願います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは宮地議員の、国道56号大方改良開通後の不安や改善点等についてのご質問にお答え致します。

3月24日に開通以降、約2カ月以上、本日で2カ月と20日経過致しましたが、この間、住民の方々から不安や改善のご意見を伺っております。

その多くは、車のスピードが速い、車道幅が広い、視認が悪い。これは、車など実際目で見て確認してもすぐに近づいてきて怖いなどの理由により、道路を横断するのに躊躇（ちゅうちょ）したり、横断することができないので信号機を設置してほしい、というご意見を伺っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私が聞いた内容とも大体似てるんですけど、今、課長が答弁してくださいましたように、このような声がいっぱい挙げてきております。

それで、カッコ2番にいきますね。

開通後、小さな事故も含めて何件ぐらいの事故が発生しておりますか。

その場所なども実情を把握してるとは思いますが、その点をお聞きしたいと思います。

お願いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

宮地議員の、開通後の事故についてのご質問にお答え致します。

中村警察署に聞き取りを致しました結果、6月10日現在、発生した事故件数は2件とのことでございます。

開通の翌日、3月25日月曜日早朝、入野本村地区において、大方改良と旧国道56号、町道大方線との交差点にて、大方改良を中村方面から東進する車両と、旧国道56号町道大方線を地区内から東進する車両が衝突。

2件目においても、3月25日月曜日午後、早咲地区において、大方改良と町道早咲田の口線、くろしお鉄道をまたぐ第一入野橋の北側になりますが。その交差点にて、大方改良を中村方面から東進する車両と、町道を南側から早咲地区へ横断する歩行者の一輪車が衝突。

中村警察署で確認した事故件数は、この2件でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

事故という事故らしくなくて、2件だけでしたので、それは安心しました。

住民の方からは、本当にそのうち事故が起きるんじゃないかっていう心配がすごくありまして、いや、もう事故が最初の日にあったぞとかいうことがずっと広まってましたから、これから本当に。まあ、大きな人身はなかったっていう話は皆さん知ってますけど、中村警察署が把握している事故が2件。その代わり、ひやりとしたようなことがたくさんあったのではないかなと思って心配はしております。

それで、3点目に入ります。これが、大体大事なことだと思うんですけども。

今でも、事故も早速、2件起きてる。それから、先ほどの役場の方に挙げられた不安や心配の声といいますのは、スピードが出過ぎてると。それからまた、道幅が広いとかですね。そういう、見た目よりも走ってくる車が速くて、確認がしにくいっていいですか、それは私もすごく感じたんですけど。この住民の不安を少しでも早く解消ができるように、そして、大きな事故が起こって犠牲者が出る前に対策を出さなきゃいけないと思います。

住民の方からも、何とかならないだろうかっていう声が出ているんですが、執行部が、町がそれを執行できるわけじゃありませんから、要望を出していくことになると思うんですが。

カッコ3ですね、問題点や改善の余地があるとしたら、それらの対策を問うということですが。住民から挙がっている点を言いますので、ちょっとそれも控えて、これについてもお答え願いたいんですけど。

国道より南側、浜の宮側ですけど、郵便局へ通じる生活道ですよ。そこが結構、浜の宮の人間は渡ります。それから、ほかの部落の方も渡りますけれども。というのは、浜の宮は、もう親戚同士がまたいでいると。それから知人、友人がいるとか。それから、日常的に結構行き来してたんですけど、大きな道路がどんと入りましたので、なかなか渡り切れない。

また、買い物に行くときに、道幅が広いっていいことももちろんですけども、足が悪い人とか、押し車で渡ってるとか。

この間はですね、夫婦で行くんですけど、おじさんは渡っちゃったんですよ。でも、奥さんが渡れなくて待ってるんですよ。こっち側から来る車は止まってくれるんですけど、反対車線は、どんどん走ってるんですよ。だから、渡るに渡れない。真ん中にも行けないということで。おじさんも、早う来んかって言うんですけど。そういうことがあったりですね、いろいろ。押し車を押して、真ん中でうろうろしてる時もあったんです。こういうのを見たこともあるんですけど。

そこがまず、一番大きなところでですね、私たちには、何とか押しボタンを付けてもらえないかっていう声がたくさん挙がってます。

それから2点目としたらですね、先ほど、事故があったところじゃないかと思うんですけど、あの跨線橋の所。早咲地区から松原へ抜ける跨線橋の所ですね。あそこらも交差点がありましたね。あの道も結構通るんですけども。あそこにも何か、押しボタンを付けられないものかという声が挙がっております。

それから、まあ元スーパーになりますけど、そこから出てきた所も交差してますよね。あその見通しが悪くていいですか、すごく危ない。それは車の運転の方が言われたんですけど。今までは、最初のころはずっと人が立っておりましたけどね、もうあそこも人が立ってなくて、両方見て渡るんですけど結構スピード出してまして、あそこは横切って行きづらい。そこも何とかならないだろうかというの、一つの声です。

そして、もう一点ですね。これは速度規制をしてもらえないかっていう声なんですけど。

旧役場から上がってきた所へ信号ついていますね。旧役場から国道の所にね。その信号ついた所から早咲方面、東側へ行く所、そこまで40キロ制限にできないもんだらうかと。ここがすごくスピード出して走ってますので。押しボタンが全部つけば本当にいいんですけど、近過ぎてつかなくなったり何かあったりしても困るし。まあ、押しボタンがあるなしにかかわらずですね、車で行くときも本当に困るんです。視認という言葉が使われましてけれど、見て認識するという意味ですよ。それが本当に早いもんですからね、こっち車線見てたら、反対側がずっと来てたっていうことがあって、車で横断するときにはほんとひやっとしたことが私はあるんですけど。

そういうことありますので、信号が近いから飛ばしてきてるんですね。もうちょっとで赤になったらいかんと思うのか分かりませんが、だから、そこを40キロ制限にしてほしいっていう要望が挙がっておりますので、それらも含めてとですね。

それから、全員協議会でいろいろ要望を出して信号をつけるとかいうような話があったと思うんですけど。

全部の工事がまだ完了してませんので、そういうことも含めてですね、答弁お願いしたいんですが。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは宮地議員の、問題点や改善する対策についてのご質問にお答え致します。

対策と致しましては、信号機設置および車両のスピード抑制ではないかと考えております。

まず信号機については、計画時より、事業主体である国土交通省とともに高知県警本部に設置要望をしてみました。現在の設置は4カ所にとどまっております。4カ所での計画が決定したことから、開通前に町から中村警察署に対し追加で信号機設置の要望を提出致しましたが、中村警察署からは、開通後の交通量等を考慮し再度検討したい、との回答でございました。

新規設置要望箇所として、町としましては、特に浜の宮地区の町道田端線、田端新1号線との交差点。入野本村地区の旧国道56号、町道大方線との交差点。本庁舎前の町道黒潮庁舎線との三差路に必要と考えており、直近では、4月22日に高知県警本部交通部長に町長、地元県議も同席していただき、信号機設置要望に伺ったところです。

また、議員からご質問があった、早咲地区の町道早咲田の口線の交差点についても、地元区長からの、地元からの要望もございますので、それも含めて要望を行っていきたいと考えております。

以上、要望箇所を今後も引き続き国土交通省とともに要望活動をし、設置していただけるよう取り組んでまいります。

また、車両のスピード抑制は、中村警察署によりスピード違反の取り締まりを実施していただいておりますが、一時停止の取り締まりも含め、今後もお願いをしております。

また、ご質問のあった速度規制につきましては、今後、役場内でも協議し対応をしております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

課長、確認ですけど。

信号機の設置を要望した所は町道田端線で言われたのは、私が言いました郵便局への道でよろしいんですね。住民なかなか、何線言われても分かりづらいので。

それから、町道大方線でいうのは、私が言った跨線橋のとこじゃないですよ。後で答弁をお願いします。

それからですね、今、まだ道路工事全部終わってないですよ、何か所か。それが終わるとだいぶ住民の方も分かりやすく、少しは通りやすくなるんじゃないかなと思うんですけど。どこそこの工事はいつごろ終わるっていうのは全員協議会では説明はありましたけれど、分かる範囲。分かる範囲というところを説明お願いできますか。

住民としてはですね、よく聞かれますし、どうなってるんだろうと。何で開通する前に工事が終わっちゃらんがぞとかって言う人がいるんです。

そういうのを、ぜひお願いしたいんですが。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

まず、旧国道 56 号、町道大方線との交差点という所はですね、幡多信用金庫、そして豚太郎の西側、エックス線状になっている交差点の所でございます。少し触れますと今現在、国交省の方で、国交省が購入した用地内で信号設置の計画はできないか。それを検討し、先日、協議に伺っているようでございます。なお、再度、県警本部の方にも話を持っていくような段取りを今進めておりまして、まだ日程調整の段階でございます。

早咲地区につきましては、早咲、田の口線の町道との交差点になりまして、そこについても信号機の要望をしていきたいと考えます。

ただ、議員から先ほどご質問があった所が漏れておりましたけれども、押しボタン式の信号におきましては、交差点においては今現在、押しボタン式の信号機の設置はできないというふうに、県警の方からは伺っております。よって、信号機設置の場合は、今現在設置している青、黄色、赤になる、あの信号機の設置が基準になるものと聞いております。

そして、現在、工事が残っている個所でございますけれども、東側から早咲のコンビニの東側、現国道と町道大方線、旧国道とが交わる三差路。あそこについてはまだ、車道、歩道の舗装まではできておりますが、コンビニの西側の県道を今、工事としてもうでき上がっているところなんですけれども、そこが来週中には開通の予定となっているようでございます。そこが開通した後に、コンビニからその三差路までを交通規制をし工事に入る、というふうに国土交通省からは伺っておりますので、もうしばらくその三差路については時間がかかるものと考えております。

そして、スーパーがあった所の西側のその交差点の所に、歩道橋を設置をしております。その歩道橋は、階段の部分は通行をしていただいているんですけども、スロープの工事を今現在行っているところでございまして、あと防護柵、その設置等が残っている状況でございます。そこが完成すれば、その交差点関係の所についても工事が完了するというふうに伺っております。

あと、西側、現国道と町道大方線との三差路につきましては、ほぼ工事関係は終わっているというふうに伺

っております。

工事関係は今月中の工期になっておりますけれども、引き渡し関係、また検査等もありますので、7月いっぱいまで、国交省の方で管理をしていただくというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

工事も大体6月いっぱい終わって、7月いっぱいになったらもう引渡しができると思いますか。住民にとっても、大変分かりやすく完成した道路になるということですよ。そういう点では、大変ありがたいと思います。

それからですね、押しボタンの信号を付けれないということでしたので、ぜひですね、速度規制は今後も検討したいという課長の答弁でしたが、信号機がつかないんだったら本当に危ないですので、力を入れてですね、この速度規制に要望の方は出していただきたいと、それをお願いしたいと思います。そうしないとですね、本当に住民の要望があったように渡るに渡れなくて、みんな困ってるんですね。信号がつかなかったら今と変わりませんので、せめて車がゆっくり走ってくれるという。しないと、毎日の生活ですんで、本当に困りますから。

その点、もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

速度規制につきましては、庁舎内で検討するというふうにもお話をさせていただきましたけれども、また、国土交通省とも協議の上、警察の方に協議の方をしていきたいと考えます。

やはり、見通しがすごく良くなっていますので、道幅も広く速度も上がっていくような状況ですけれども、自分が通行するようになりまして、だいぶ車両のスピード等も落ち着いてきたんではないかなというふうな印象も、自分は受けております。

ですけれども、やはり横断するに当たって19メートルという幅の広いバイパスができた関係で、やはり高齢者の方々には、やっぱり躊躇（ちゅうちょ）したり、渡りづらいというお声をいただいておりますので、その点についても内部で調整をし、国土交通省とともに要望をしまいたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

住民の安全、命も懸かっておりますので、ぜひそこは力を入れて、大きな事故が起こる前に、前もって手を打っていくってことは大事だと思いますので、その点はよろしくお願いします。

これで、1 番の質問は終わります。

2 番の受動喫煙について、質問移ります。

6 月議会では、いつも健康に関する質問をしてきましたけど、今回も取り上げました。

県は日本一の健康長寿県構想を掲げて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる高知県の実現を目指しています。平均寿命が延びても、老後を寝たきりで、寝たきりなどで暮らすのではなくて、元気で暮ら

し続けられるように、平均寿命と健康寿命の開きがどんどん狭くなることを掲げて、さまざまな取り組みをやってきております。

県が発行しております、健康パスポートですから、これは健康パスポートと。私は、ピンクの色しか取得してないですけど。健康パスポートもその一環ですが、今ではかなりの住民の方に知られるようになって、幡多地域では4,022人の方が取得しているとお聞きをしました。

健康診断、健診を受けたりですね、健康に関する講演などを聴いたりしますとポイントシールがもらえますし、また、ポイントシールをここに貼っていくんですけど。また、パスポートを持っておりますといろいろな特典もあります。

健康に勝るものはありません。日々、健康に気を付ける人と、あまり関心を持たない人では、長い間に少しずつ差が出てくるように思います。

健康に関して今までいろいろ質問をしてきましたが、今回はたばこの害について。その中で、受動喫煙に絞って質問を致します。

たばこの害については、今や世界的な常識として通用していると思いますし、受動喫煙の害についてもここ数年間で大きく変わって、世の中に浸透してきていると思います。ご存じのように受動喫煙の害は、たばこを吸っていないのに、たばこの煙を吸わされてしまうことです。全く自分の意思に反して、自分ではどうしようもない外からの害として世の中にまん延してきた、健康への害です。

たばこの煙には、5,300種類の化学物質、70種類の発がん性物質が含まれているそうです。それらを受動喫煙で吸わされることは、特に子どもたちへの健康被害を考えますと、文明国としての最も遅れた悪しき状況だと、私は常々思ってきました。

2018年7月、健康増進法の一部が改正され、2020年4月1日から全面施行されます。喫煙が人に及ぼす害は、これまではたばこを吸う人の自覚に頼り、マナーとして世の中に受け入れられていましたが、受動喫煙を防止するための取り組みとして、今後は有害物質として法の下で規制されることになり、マナーからルールへと変わりました。

カッコ1の問題に移りますが、まだ知らない住民、関係団体も多いと思いますが、まあ関係団体には伝わっているかもしれませんが。町としても周知徹底が必要と考えますが、それらはどうでしょうか。

周知の方法や、どのような対応でお知らせしているか、質問致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の一般質問の、受動喫煙の周知についてお答え致します。

健康増進法の改定趣旨の基本的な考え方として、3点となっています。

1点目は、望まない受動喫煙をなくす。

2点目は、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する。

3点目として、施設の類型、場所ごとに望まない受動喫煙対策を実施することとなっており、2020年4月までに段階的に施行されます。

2019年7月1日の施行では、学校、児童福祉施設、病院、行政機関等の敷地内禁煙、2020年4月1日施行では、事務所、ホテル、旅館、飲食店などの原則室内禁煙で、禁煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要となっています。また、経過措置として、個人または中小企業が経営する客室面積100平方メートル以下の既存の経営規模の小さな飲食店では、喫煙可能な場所である旨を提示することにより店内で喫煙可能となってい

ます。

このような健康増進法の改正に伴い、受動喫煙防止について幡多福祉保健所による広報内容で幡多地域の各市町村で広報による周知を行うことを申し合わせています。

町と致しましても、まずは町広報で町民の皆さまに受動喫煙防止について周知を行う予定としております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

課長が今言ってくれたのは、私が皆さんの机の上に、マナーからルールへという資料をお渡ししておりますけど、そこの基本的考え方の第1、第2、第3、これですよ。これを言ってくれました。それはカッコ2の方で、私、使いますけど。それはそれでって、大事なことです。

今、課長の答弁ではですね、周知広報というのは広報でお知らせすると。内容はここに書いてある。内容も私お聞きしてますけど。内容は、ここに書いてあるようなことを広報でお知らせする。そういうことですよ。まあ、それはそれで大事なことだと思います。

厚生労働省の検討会報告書、喫煙と健康というのがありますが、それによりますと、受動喫煙との関連が確実な病気というのが出されております。はっきりと因果関係が認められている病気に脳卒中、心筋梗塞、狭心症、肺がん、乳幼児突然死症候群、これだけあります。これらの病気ってというのは特別な病気でもなくて、自分たちの周りでもよく耳にする病気です。

厚生労働省の平成27年に出された資料ですが、それによりますと、それらの病気により年間約1万5,000人の方の命が奪われていると。そういう推定結果が出されています。1万5,000人の男女別に見てみますと、男性は約5,000人ですが、女性はその倍の約1万人という結果が出ております。この年間1万5,000人の死亡ということは、1日に直しますと、約40の方が亡くなるということに相当するそうです。

加えて、受動喫煙に関係する可能性があるといわれている病気ですが、それには乳がん、慢性閉塞性肺疾患、喘息の発症や重症化、胎児発育不全、中耳炎や虫歯、呼吸機能低下等々があります。そのようなたくさんの病気の原因になっている受動喫煙の害ですが、受動喫煙が原因で余分に掛かっている医療費。これも先ほど、厚生労働省からの資料ですけど。その余分に掛かっている医療費は、年間3,233億円という数字が推定として出されております。

住民の方に法が変わりましたよと、マナーからルールへというふうに変わりましたよっていうのを広報で知らせること、大変大事なことです。まず、知ってもらわなきゃいけませんから。でも、周知徹底の中でですね、このような中身が一定あって、なぜマナーからルールへ変わったのか。法規制がなぜ必要なのかっていうのを住民の方に分かってもらわないと。公共施設とか建物だけを規制しても家庭の中や車の中、その他プライベートな場所でたばこを吸ってれば、特に子どもさんには大きな害をもたらします。

個人がたばこを吸うかどうかは、当然行政の責任ではありませんし、個人的な喫煙についての法規制は今回はありません。ですから受動喫煙の害を防止するには、最後は一人一人の自覚に頼る以外ないわけです。たばこの害について、また禁煙をする意味についての啓発は、町民の健康増進の観点からも、大いに行政も責任の一端を担っているのではないのでしょうか。

法が変わった内容に合わせて、今回はいい機会ですので、受動喫煙の怖さをお知らせするキャンペーンとかですね。例えば、特別月間にしてやるとか、大きな何かのイベントでチラシを配るとかですね、そういうふうにして受動喫煙が及ぼす健康被害をお知らせする。

そういうようなことは、何か考えてないでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

現在のところですね、まず、広報だけでキャンペーンとかいうのは、今のところはまだ考えてはおりません。

また、段階的ということで2020年の4月に全面的な施行ということですので、また広報の方を検討してみたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

まあ、法が変わったばかりですから、広報に載せますと。それは大事なことですけど、先ほどから言っているように。

一步踏み込んでですね、何で法が変わったのかということまでぜひ言っていたきたいというんですけれど。特にですね、私は若いお父さんとかお母さんに対しての啓発が重要ではないかなと思います。

なぜかといいますと、今年の6月にもこの受動喫煙についての害にも質問をしておりますが、そのとき紹介したのはですね、子どもさんのいる家庭でのたばこの調査っていうのを、幡多福祉保健所館内でアンケートを取ってるんですね。そのときの幡多地域の全ての保育所、幼稚園にご協力をいただいたアンケートの数字が、幡多のお父さんの喫煙率は46.5パーセント、お母さんは11.9パーセントでした。全国の30歳代のお父さんやお母さんと比較すると、幡多のお父さんやお母さんというのは喫煙率が高いんです。しかも全国では、喫煙率が2年前より減少してるんですけど、幡多地域では増加してるという結果が出てます。で、今回こういう調査はしてないですかって幡多福祉保健所に聞きましたら、毎年はやってないということで、今年の数字で私、今言ったんですけど。昨年、そういう質問をしておりますが。特に、今言いましたように数字にも出てますけど、幡多のお父さんやお母さん、若い方ですね。その方たちの喫煙率が高くて、それは子どもたちに及ぼす影響が大変高いということで、こういう若い人たちに取り組みをぜひしていただきたいなと思うんです。

町の方でもですね、確かに広報に言う。今、どういうふうにするか知りませんが、皆さん方のお手元にお配りしたマナーからルールへという、こういう要旨の中身が広報に載るのかなと思いますが。

載ることは大事ですが、載っただけのことということもありますよね。もう、それを一步踏み込んで、いや、受動喫煙の害というのは大変なんだよということもぜひですね、何か工夫をしていただきたいというのが、今回の私の質問の主なことなんです。で、めりはりを持った取り組みというのがないんですね、おなじように広報にはいろんなことが載りますけど、あ、載ってたなというんではない。大事なことなんですということ、健康福祉課でもう少し考えていただけないかなと思うんですが、どうですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

カッコ2でちょっとお答えしようかなと思ってたところなんですけど、今、町ではですね、妊婦や子育て世代に対しまして、妊娠届時の面談や新生児訪問、乳児健診等、健診時などを活用して、受動喫煙が子どもに与え

る影響を周知し、喫煙につなげられるよう対応を図るとともに、特定健診の際に受診者に対し受動喫煙など、周りの人に与える影響についても、先ほど議員がおっしゃったように、幡多保健所からのパンフレットとかです、いろいろとパンフレットも用いてですね、周知をしているところです。

で、これをまた継続をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

質問はね、カッコ1、カッコ2と関連性がありますんですね。カッコ2で若干踏み込んだ答えがあったんですけど。

乳幼児健診、または特定健診とかね、妊婦健診でしたか、そういうところでももちろん言っていただきたい。特に本当に若い方に認識していただいて、たばこを吸ったらほんと子どもたちに、自分もそうですけど子どもたちに害があるんだよということですね、みんなが知っていかないといけないと思います。

カッコ2の質問に入りますけど、皆さんの所にこのマナーからルールへという見出しの資料をお配りしております。だいぶ内容が出てきましたから私が読まなくてもいいんですけど、再度、再確認ということでちょっと読ませていただきますけど。

マナーからルールへというこの、私はこのキャッチフレーズがですね、大変インパクトがあっただけでいいなと思って、これを幡多福祉保健所から頂いたんですけど。改正された健康増進法が2020年4月1日より全面施行されます。2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。知らない方が多いと思いますが成立しました。で、このことで望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

そして、課長が先ほど説明してくれましたけど、多くの施設においてはもう屋内が原則禁止になりまして、学校とか病院とかは敷地内が禁煙になるということですよ。あと、20歳未満の立ち入り禁止とか書いてありますが、こういうものが出てきました。

それでですね、町としてもいろんな所でこういうものが出てきたら、19年から、18年に改正されてますから、実際、第一歩を踏み出していかなきゃならないと思うんです。それで、町の施設においてですね、法の改正に伴って対策とか何か変化がありますが、カッコ2はこういう大きな取り組みについてお尋ねしたかったんです。

何か、町の施設についてありますでしょうか。それをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の一般質問の、受動喫煙対策で町としての変化についてお答え致します。

法改正に伴い、平成31年4月1日から町内の全小中学校や保育所の施設内禁煙により、受動喫煙による健康影響を大きく受けやすい子どもたちに影響を及ぼさなくなることが大きな変化となっております。また、多くの喫煙者の意識として、受動喫煙の害を意識し決められた喫煙場所で喫煙を行っている方が多く見られるなど、変化があると考えられます。

町と致しましても、2020年4月の健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止の全面施行に努めてまいります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

法が改正に伴って、対策で何か変化があるのかっていう点、ちょっと私は分かりづらかったんですけど。

学校関係ですけど、保育所は全面禁煙に敷地内もなっていたと思うんですが、学校の方では確か、昨年の質問のときには1校だけ残っていたんですけど。

教育長、そのへんはどうでしたかね。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

正式にはこの4月1日から、敷地内全面禁煙を指示をしております、保育所、学校共ですね。

昨年までの調査の今ご質問の件につきましては、学校内での喫煙の状況をお聞きをして喫煙者がいない状況と、確か説明をした数値のことだと思います。

いずれにしても、保育所、学校につきましては、この4月1日から敷地内全面禁煙を実施するということです。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

確認です。

私の認識間違いでしょうか。1校だけですね、敷地内が禁煙できないと。周辺の関係もあって、あったんですけど。それがこの法が改正することによって、もう敷地内全面禁煙にできたんですかという質問です。

どうですかね。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

申し訳ございません。ちょっと答弁に不備がございました。

敷地内に喫煙可能場所があるなしにかかわらず、敷地内での禁煙は全て禁じております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

じゃあ、全ての保育所、学校では、もう敷地内では禁煙ということで、子どもたちに安心して、受動喫煙の害はないということでは安心して通学させることができると思います。

次にですね、学校だけじゃなくて、町が管理する施設等については今後法の改正が徹底していきますけども、すぐに実施できなくてもですね、一定の方向性を持っていかないと駄目だと思うんですが、庁舎ですよ。庁舎へ何らかの対策を取っていかないと世論がですね、法が改正なりようにどうなってるんだともしありましたら、世論に追いつかないような対策でも困りますが。

一つの例として、現段階で新庁舎の対策。この庁舎ですね。対策はどのような方向性を持っておりますか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

改正されました法律に当てはめながら、新庁舎の喫煙に関する考え方等につきまして、整理しながらお答えをしたいと思います。

まず、議員がご質問されますとおり、健康促進法の一部を改正する法律の規定の中の一部の施設が、本年7月1日から施行されることとなっております。本年7月1日から施行されることになっている規定の中で、健康福祉課長も答弁しましたとおり、敷地内禁煙の対象となる学校、病院、児童福祉施設等、および行政庁舎等の第一種施設に関する規定も含まれるものとなっております、行政庁舎となる本庁舎も対象になります。

この規定は、望まない受動喫煙をなくす考え方から、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることがないようにすることを基本とするもので、医療施設、小中高大学等や行政機関は、敷地内禁煙とするものとなっております。

本庁舎の場合は、これまで来客者や職員の中の喫煙者のために、北側の書庫等の軒下に灰皿を設けて喫煙スペースとしておりましたが、お客さまへの対応等も考慮しまして、庁舎敷地内の一番西側で、隣地に建物などもなく、また、来客者などの往来も少ない場所に喫煙ルームを設置をしております。

法律の規定の中では、行政庁舎は基本的に敷地内禁煙となっておりますが、例外規定として、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することは可、と定められております。よって、この施設は、その施設に該当するものとして設置をしております。

法の規定の中の必要な措置が取られた場所の基準につきましては3つの要件があり、1つ目として、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区分することができること。2つ目に、喫煙場所を示す標識等があること。3番目に、施設を利用する者が通常立ち入らない場所にあること、となっております。

本庁舎で、判断が難しく課題となるのは、3番目の施設を利用する者が通常立ち入らない場所にあること、となります。喫煙ルームを設置している場所は、主に職員が利用する駐輪場に隣接をしております、また、ごみ倉庫も近いため、この要件が満たされているかどうか判断が難しい状況となっております。

駐輪場につきましては、職員の利用する時間帯が比較的限られているため、利用実態に応じて管理者が判断することができるかとされております。このため、時間をかけて利用者の実態等のモニタリングをした上で時間帯を分けるなど、安全衛生委員会等におきまして検討をする必要があるものと考えております。

このように、判断が難しいため時間を要することとなりますが、今後とも法の規定を重視するよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

受動喫煙の害というのは、望まない受動喫煙を防止するための取り組みということで、言えばルール化されて、今までもあったんですけども、それがかなり厳しいルール化されていって、これからどんどん進んでいきますので、庁舎の方もこれからどんどん進んでいくし、町関係の施設もそういう方向に進んでいかなきゃならない。そういう点では、学校の方はもう敷地内全面禁煙になりましたから安心です。

そして、啓発の方も広報でしたけどしてくれるし、今後も引き続きやっていただけるということで、今回の2番目の質問は終わります。

3点目に入ります。ごみ問題についての質問です。

このごみの問題も、実は3年前からずっと取り上げてきておりますが、今回もまた取り上げました。というのが、いろいろ住民から再度聞くことが多いです。要望がそれだけあるということなんですけども。

私たちが暮らしているには、どうしてもごみの問題は避けて通れない問題ですよね。日常の一環として出てくるごみ処理ですので、元気であれば特に気にすることはないんですけども、高齢化の波の押し寄せの中では、膝が悪くなって、もうごみ出しが、ごみ置き場まで歩くのが大変になった。または、重い物が持てなくなった。ごみを近所の人が出してくれてたんだけど、その人が年を取って、大変になった。そういう、ごみ出し困難な方が増え続けて、年々深刻になっています。それは、以前、課長の答弁にあったんですけど、高齢化率がかなり黒潮町でも進んでいるということでしたよね。全世帯の約5分の2が高齢者の世帯だということでした。そのうちの約4分の1は、高齢者が単身世帯だということでは、高齢者のみの世帯がどんどん増えているということだと思います。そういう中で、このごみ出し問題をどうするかということが一つの課題になってますが、その高齢者だけじゃなくて若くてもですね、病気をしたとか、足が悪くなったとか、けがをしたとか、大変になった方がおいでます。また、障害を持った方が、もともとごみ出すのが大変だという方も。ごみ出しに困ってる方があって、生活する上では大きな問題になっています。

またですね、質問に取り上げてから3年経ったんですけど、行政としても本当にそれは前向きに取り組んでいただきまして、積極的に進めていってくださると思います。

それでカッコ1番ですけど、課長の方もいろいろ取り組んでくれてはありましたが、一挙に解決とはなかなかいかないんですけど、少しずつ進展してるんじゃないかなと思うんですが。

1番で、その後どのような進展があったのか、お尋ねします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、高齢者のごみ対策の進展についてお答えします。

国内の65歳以上の高齢者の割合は、2017年調査時では26.7パーセントで、今後も高齢化が上昇を続け、2060年には39.9パーセントに達し、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計をされております。

黒潮町においては、65歳以上の高齢者の割合は41.9パーセントで国の1.6倍となっており、2040年には2人に1人が65歳以上の高齢者となると推計をしています。

町では、平成29年度に高齢者のごみ出しを巡る課題についてアンケート調査を実施し、その結果から3つの課題があるととらえております。

1つ目は、高齢者のみの割合が年々増加し、老々介護の状況が深刻になっている。

2つ目は、核家族化により家族等に頼れず、また、障害を持たれている方など、自分自身でごみ出しをせざるを得なく、足腰の弱い高齢者には負担が大きくなっている。

3つ目は、地域コミュニティの規約化により、自助、共助が機能しなくなっている。

以上のことを基に、自助、共助、公助の組み合わせをしながら、地域とともに支援支援施策を実施していくことが必要かつ大切だと認識し、昨年度より、高齢者のごみ出し支援対策事業に取り組んでいるところです。

昨年度は、2回の区長会ならびに民生児童委員総会の場で、アンケート結果ならびに事業概要を説明をしてきたところです。

自助への支援として、黒潮町家庭ごみ収納庫設置費補助金を造設し、ごみ出し時間の弾力化を図るためのごみステーションの増設、および再整備への支援を行ってきました。

昨年度の事業実績は、王迎、加持本村、入野本村の3地区において、ごみステーションの回収および増設を行い、ごみ出し時間の弾力化に取り組んでいただいています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今の答弁ですすね、ごみステーションが3カ所増えたということですよ。王迎団地、それから加持の本村、入野本村、その3カ所。

ごみステーションは、以前の答弁で、大方地域では105カ所、佐賀では158カ所ある。大方の方が到底広いわけですけども、ごみステーションは少なかった、佐賀よりね。だから、ごみステーションを増やすのに予算をつけてくれたんですよ。それで、今3カ所増えたということですが。今後ですすね、まだ増える兆しがあるのかどうかは2番になるかもしれませんが、それもお聞きしたいのですね。その増えたこと、この3カ所結構です。ほんとありがたいことです。

遠くて大変な人がいるんですよ。というのは、1軒だけぽつんと離れてるといっつか、2、3軒かも分かりませんけど離れてて。以前は、元気なときは自転車で運んでたそうです。でも、だんだん年取るとそれも難しくなって、本体のごみステーションはあるんだけど、近くに何とかできないだろうかっていう声も、まあ、ぽつぽつ来てます。

そういう、この3カ所の中にそういう所が入ってるかどうか。地域を見ると、特別入っているようにも思わないんですけど。そういうことも、大きな問題としてあると思うんですが。

区長会、2番目にいきましょうか。2番の方が話が早いかもしれません。

カッコ2の方にですすね、区長会で具体的な提案があったか、反応はどうだったかといっつか、質問出しておりますが。ごみ問題を解決するにはどうしても、住民の意識改革もありますけど、区長さんの協力がなくなかなかできできませんよね。

先日、区長会があったというお話でしたから、そこで、また踏み込んだような具体的な提案があったかといっつかということ。

実際、区長さんの反応といっつか住民の反応、区長さんつかんでると思うんですが、そういう反応はどうだったでしょうか。

その点を、カッコ2でお聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、区長会での状況についてお答えをします。

先に答弁しましたように、事業内容については、6月3日に開催されました区長会で説明を再度してきたところ。

事業実施を検討している区長さんからは、業者から見積もりを取ったところ、10万円の事業費では部分的な改修しかできないので補助費の増額をしてほしい、との意見が寄せられました。

町としても本事業推進を行うため、補助金の上限額を2分の1の5万円から15万円に増額し、地域の実情に対応できるように行ってきたところ。

経過としまして、先ほど申し上げました3地区に併せて、本年度は、6月3日の区長会以降、2地区からごみ

ステーションの要望を受けているところです。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

補助額も 5 万円から、限度額ですね、5 万だったところが 15 万円に増額されたという点では、大変積極的な取り組みとしてありがたいと思っております。

それで、今課長の答弁では、その後、2 つの地区からごみステーションを増やしたいという要望が挙がってきたということなのですが。私、もう一つ聞きたかったのはですね、ごみ出しに困っている方は、町内寄せ集めるとたくさんいるんですけども、町全体から見るとまだまだ数パーセントなんですよね。という点では、区長さんの反応はどうかになって。私お聞きしたかったのは、いやいや、うちなんかはそんなの取扱わないよとか、あんまり関心ないよとかですね、いろいろ。そこまで言わないにしても、あんまり関心がなかったのか、それとも、区長さん全体的にはですね、今後、課長が今言われたように高齢化が進みますから、今はいいけれども、やっぱり全体として取り組んでいかなきゃならないんだとかですね、いろいろあると思うんです。

それから、課長がこの 1 年間でですね、その区長会だけでなくいろんな住民の中にも入っていかれたんじゃないかなと思うんですけど、そういう反応ですね。やっぱり住民が一定ですね、午前中の質問の中にも地域コミュニティーのことがありましたけど、地域の共助の方に入っていきますけどね、地域のそういうつながりがないと、ごみステーション 1 カ所余分に増やしたから解決できるかっていったら、なかなかそうはならない。やっぱり地域の助け合いがあってですね、そういうつながりがあってこそ私、こういう問題が解決されるんじゃないか。それが全てじゃないですけど、大きく解決するにはそういうことが大事じゃないかと思うんですよね。それで、一つは区長会にそういう問題点を投げ掛けて、今、困っている住民がいるんですよ、そして高齢化はこういうふうに進んでるんですよ、実情は、どんどんこういう方が、過疎化が進んでますから、ぽつんと家がとり残されたとかそういうことも進んでるし、いずれはどの地域でも考えなきゃならないですよって、区長会だけじゃなくって全体に投げ掛けてほしいっていうのは、以前の質問でしたことでした。

だから、そういう反応を自体も含めてですね、区長会の反応を含めて、そういう点ではどうだったでしょうか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

まず、区長会での意見ですが、一部の区長さんからはやはり、宮地議員が心配されていますように、地域でやはり高齢者の方がなかなかごみ出しに困っているというふうな意見があります。

そういう中で、どうしてもごみステーション増設するに当たっては、費用の 2 分の 1 はやはり地域が負担をしていただきますので、それを含めて役員会の中で話し合っていくということを知って、それで対応していただける所は現在の 5 地区になります。

また併せて、それ以外でも地域の中で、実際はそのごみステーションは増やさないけど、ごみステーションの持ち込み時間ですね。本来は、どこの地区も当日の 8 時までには持ち込んでくださということですが、高齢者については、または障害を持たれる方。原則、自身でごみステーションへ持ってこられる方については前の日

でもいいですよとか、そういうふうな運営をされている地区も話を聞いております。

また、去年はあったかふれあいセンター、自分、4地区ですが伺ったところ、あったかふれあいセンターに集まってこられる方は自身で歩いてこられる方がほとんどですので、その方たちからはですね、いろいろ話を聞きくと、やはり自分でできることはやっぱり自分でやっていきたいと。それをやめると自分自身が体が動かなくなるので、それをやることによって自分自身の運動にも代えてるというふうなご意見を伺っております。

ただ、あったかに来られる方は、先ほどいいましたように自身で来られる方ですので、おうちから出られない方については、直接話を伺うことができておりませんので、あったかで聞いた意見としては、自分ができることはやっぱりできる限りやっていって、自分の運動にしていきたいと。ただし、また、近くに造りたいという意見を区長さんに挙げている所もありまして、そういう所につきましては、現在のごみ収集車が約3トン車ぐらいです。道路幅員が約2.5メートルぐらいないと入っていきません。ただし、それは真っ直ぐ直線が入っていける幅員ですので、カーブを曲がるとかになるとそれ以上の幅員が必要になってきますので、そういう所については、ごみ収集業者に連絡取って一緒に、例えば、ここにごみステーションを造ったときには、ごみ収集車が入っていけるのか。そういうことなんかも踏まえて、現地確認をして区長さんにお返しをします。そういうふうな対応はしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

課長が言われましたように、確かに自分ができることはね、最後までしていく。それが元気のもとですし、ごみ出しも本当にできる人はなるべく自分でやる。それが基本だと思うんです。だから、そういうことは大事なことですけども。それでなくて、実際困っている人がいるときに、私たちがどうするかという点で、カッコ3の方も絡んできますが、3にいきましょうかね。

それで、自助だけではどうしてもいかない場合ですよ。自分で工夫しても、ごみステーションが近くにできても、なかなかできなくなる。自助だけでどうしてもできない場合は、共助、それから公助と、そういう3つの方向で取り組んでいくんだっていうのが、最初には方向性があったんですよ。

それで、一つはこの共助の問題ですけど。先ほどの区長さんとの関係、区長会での反応をお聞きしたのはですね、その共助の問題ですよ。近所の助け合いというの、これは大変大事で、それを親しいから持っていっちゃるわ言うだけ、ことも大事ですけど、例えば、地域で部落でですね、こういう人がいたら何とかやらないかとかですね。そういう話し合いがあれば一番いいんですけど、個人的になかなか頼めないことが多いので。困ってる方がぼつんというんじゃないじゃなくて、共助として何か方法がないかなというのが一つですよ。そういうことが前からありました。

それで、どっかで老人クラブの人が個人的にやってくれてるとか、そういうこともあったんですが。

それからまた、玄関先まで出してもらったらそれを運ぶとかですね、そういうふうなルール作りを作っている、共助のやり方を考えていったらどうかなっていうような問題もありましたよね。そういうことを意識付けをやっていくというのが前の課長の答弁にあったと思うんですけど、なかなかそこが難しく、育っていかないんじゃないかなと思うんですよ。

それで、共助というのは近所の助け合いですよ。コミュニティーですよ。それは、災害時の見守り体制にも大変大事なことで、先ほども言いましたけど、地域の包括システムの話ですよ。地域コミュニティーが大事で、そのごみ出し問題も結局そこがきちっとできていけば、そういうことが一定解決できるんじゃないかな

と思うんですね。

そういうところで区長会の反応としては、じゃあ地域で話し合っ、何か方法とろうかなど。そういう方向性を提案してるかどうか分かりませんが、そういう方向性というのどうですか。お話しされたか、また反応あったかどうか。

ちょっとありましたら、お聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、今後の見通しについてお答えを致します。

2年目となる今年は、昨年度から取り組んでいます自助の取り組みに併せ、共助の取り組みとして、地域コミュニティ組織への支援を行うこととしています。

事業実施につきましては、地区内での調整や費用負担が伴うため、昨年、今年の区長会で事業内容の説明をし、再度周知を行っています。これからますます高齢化が進む中で、高齢者のごみ出し支援は町として重要な行政サービスの一つとして考えていかなければならないと思っています。

今後の見通しについてですが、自助の取り組みとして先のご質問で答弁しましたように、今年度は2地区からごみステーションの要望を受けているところです。

また、共助の取り組みとして、ごみ出しに必要な運搬機材。リヤカーや一輪車等の購入費に対する支援を行っていきます。

ごみを運搬する資機材は、現在要望は受けていませんが、費用についてはあまり高額でないため、地域組織の負担が軽減されるように支援をしたいと考えています。

ごみステーションの改修をしてない地区においても、高齢者については、先ほど申しましたように前の日からごみ出しを承認している地区もあり、このような地区をモデル地区として声掛けをして、町内に広めていきたいと考えています。そのごみ出しを承認している地区は、まだ、先ほど言いましたように元気な方が前の日に出すということで、例えば隣組の人が、隣の人がごみ出しを支援するということまでには至っていないということで聞いております。

また、町内組織でもある婦人会には、7月に行われる役員会で、ごみ出し支援事業の説明をさせていただき、助言をいただきたいと会長にもお願いをしているところです。

本事業を推進するためには地域の費用負担も発生をしますので、再度区長会を通じながら、引き続き周知を行っていきたいと思います。

今後の方向性についてですが、誰もが、住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けることができるように、住民同士で支え、助け合いながら暮らせる町を目指して取り組んでいきます。そのためにも、昨年に引き続き、町内のあつたかふれあいセンターへ出向き、高齢者の皆さんのご意見を聞き、出されたさまざまな課題を整理し、地域のコミュニケーションを大切にできるように取り組んでいきます。

ごみステーションを新設する場合は、先ほど言いましたように私たちも現地を確認し、また、収集業者ともそこで収集を頼むかどうか。そういうふうなことも、お互いに確認をしていきたいと考えています。

また、粗大ごみの収集も一つの課題となっておりますので、そこも収集業者と区長さんと連絡を取り合いながら、取り組んでいるところです。

将来的には、町内的にも自助、共助の取り組みもままならなくなることも想定をされてます。公助の取り組みを検討する際には、ごみ収集時に高齢者世帯の異常を察知する、見守り活動も合わせたごみ収集体制も必要

になるのかとも考えられます。

対象者の選定につきましては、今後の課題となってきますが、例えば、高知市が適用されていますように、障害を持たれてる方や介護度など、一定の条件を付ける必要があるとも考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ちょっと項目がたくさんあって抜けましたけど。

ごみの資材を提供してくれる、例えばリヤカーとかですね、それは区長会で説明があったんでしょうか。そして、どれぐらいの費用が掛かるんでしょうか。一つ、それですね。

それから、支援する事業内容のことが、ごみの資材のことですか。ちょっと分かりませんが。その事業内容の点をもう少し説明してください。また後で聞きます。

答弁できます。難しい。ごみの資材を提供してくれると言いましたよね。提供というか支援ですよ。提供じゃないですから。支援をするのは、それはもうどういうふうにお知らせしているのか、まだ、知らせてないのか。もう区長会で言ってですね。これくらい負担があって、こういうものを支援しますよと。ぜひ、使ってくださいというふうにされてるのか。一つはね。

それから、支援をする事業内容を、何とかと言われたんですけどそこが抜けたんですが。それはどういうことなのかなど。自業内容が何かあるんですかね。その内容が、そのごみの資材なんかにも入るんですかね。

ちょっとそこ、分からなかったのでお聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

支援する内容については、共助の取り組みの部分としてですね、地域の組織。例えば役員会とか班とか、そういうふうな組織が、高齢者のごみを収集していただけるという、そういうふうな場合にですね、資機材、今言いましたようにリヤカーとか一輪車を購入する費用について支援しますと。この内容につきましては、昨年度、今年の区長会、過去3回の区長会にわたって内容は説明をしています。

ただし、先ほど答弁しましたように具体的な資機材の購入について挙がってきてませんので、その資機材が幾らのものかというものはまだ調査できてませんが、できるだけ、単価があまり高額じゃないもので、地元負担が少なくしていきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

その資機材ですけどね、本当に共助としてやるのにはありがたいことですけども。

区長会で説明して、区長会の反応としては、まあ、まだうちはそこまでいってないからいいやという反応だったのかですね。一定、みんなと話し合って活用してですね、共助として取り組んでいきたいというふうなところ、一歩進んでるのか。

ちょっとそこをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答え致します。

区長会での反応についてですが、区長会全体の中では意見としては挙がってきておりませんが、区長会後に、ある区長さんからは取り組んでいる地域があるということで。そこについては今後また役員会を開いて、具体的なその要望を挙げていきたいと。

そういうふうなことで、個別には要望が、お話をいただいています。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

資機材で細かいことのように思うんですけど、実はそうじゃなくて、地域では共助としてですね、困ってる人がいたら、全体の地域のコミュニティーとしてやろうじゃないかという所がですね、モデル地域のように 1 つできる、2 つできるとしてできてきたら、私は一定、全体の中にじわっと進んでいくんじゃないかなと思うんです。だから、こういう取り組みがまずあるとお知らせしなきゃならないし、区長会で言われてるということでしたから、いいと思うんです。

そういうものを使ってですね、個人的にごみを持っていってもらうのは、持っていってもらう方も気を使う。結果的に、やめた人もいるんですよ。いつも隣の人に頼んで、時間が合わないから気を使ってやめたとか言う人もおるんですけど。いつも近所の親切な方が持っていってくれて、周りでいろんなこと言われてやめたっていう人も、実際いるんですよ。だからそうじゃなくて、地域全体がですね、やっぱり地域コミュニティーとして、地域として助け合って生きていこうと。長く暮らしていくには、先ほどの話じゃないですけど、やっぱりみんなが助け合い、支え合い、そういうものをつくる一つのこととして、ごみ出しもあるんですよという点ではですね。それで必要なものは行政が、一定地域にも負担額は要るけど補助しましょうという点で、私、すごくいい取り組みをしていると思うんです。

そういう取り組みが一步進んでいった。例えば、どこかの部落で進んでいった。また、それが、あそこでこういうふうにしてきているんだけど、うちもやってくれないかしらっていうことになると、今後、今すぐじゃなくて、今後ごみ出し困難者は一定増えてくるわけですから。それが地域のコミュニティーになって、災害時のときも助け合いになっていくという点でね、こういう話をですね、以前には、意識改革といいましたか、どういうふうにしたか、言葉は忘れちゃったけど。いろんな所へ出向いて行って、課長ね、行ってくれるっていうような話だったんですよ。で、今の話では、あったかには行って話をしてくれています。私も、婦人会の中でも話をしています。

今度、今の話で婦人会の役員に申し込まれたということでしたので、行って来てます。

それから、老人クラブとかいろんな所ですね、最初は反応が悪いかもしれない。先ほど、あったかの話が出ましたけど。まだ困ってないわとか、自分ができることはせんかったらいかんとかっていう人も確かに、数としたらそっちが多いのかもしれませんが、困ってる人ってなかなか声が、ああいう所では挙げづらいんですよ。だから、そういう人がなるべく、1 人でも、2 人でも減って、みんなで助け合って、いい地域をつくっていくための一歩、二歩を引き出していく形をつくり出してほしいなと思うんですが。

課長も本当に行政として頑張ってくれているんですけど、去年はあったかへ入っていただきました。今年、婦

人会って言うてましたけど。老人クラブとかですね、それからそのほかいろんな、ミニデイとかもあるんですよ。ふれあいサロンか。何か、何でもいいですけどそういうような所で話していくとかですね。何か私もあんまり思い付きませんが、そういう方法でみんなで地域で助け合っていこうよというようなあれは、一つのきっかけとしてぜひやっていただきたい。

実際、困っている人は本当に困っています。ごみ出し。ごみ屋敷になりかねないということ。

そういうことで、一步踏み出していただけます。お忙しいでしょうけど、どうですか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

再質問にお答えします。

議員が今申されますように、去年はあったかへ行っただけですが。特にあったかに行った理由としましては、後期高齢者事業の低栄養予防事業を取り組んでまして、そこで実際、対面をしながら話す機会がじっくり取れますので、そういう所に実際行って、お話を聞いたところです。

本年もその事業を継続いたしますので、そういうことであつたかという話はさせていただきました。

なお、ふれあいサロンとかミニデイ。そのについてはなかなか時間が、昼間短時間に、特に昼食を挟んでのミニデイとかよくやられてますので、合うかどうかはちょっと分かりませんが。また、その開催時間等の情報を聞きながら参加をしていきたいと思えます。

なお、区長会では、この共助の取り組みについて、各役員会とかでも、その区長さんから受けるのではなくて、今度役員会があるからそういう話をちょっとしてくれないかと。共助の取り組みについて話をしてくれないかというふうな話があれば自分たちも伺いますのでという話も、区長会ではさせていただいております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

防災なんかですとね、みんなに関係してますから、すぐそういう話が進んでいくんですけど、困っている方がまだ少数の場合っていうのは、なかなか難しい面があると思えます。大変でしょうけど、その点も頑張っていただきたいんですが。

最後にですね。公助の方ですね。

自助、共助、公助。その公助の方になりますと、最終的には公助のことも考えていかなきゃならないっていうのが、一番最初のときの答弁にあつたんですよ。

ちょっとまあ、自助、共助で対応できない世帯の対応ですよ。それまあ、例えばシルバーさんなんかにお願ひするとかですね、いろんな方法があるとは思えますけど。

その公助については、どういう方向になりますか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答え致します。

公助の取り組みにつきましては、冒頭の答弁でもお答えをさせていただきましたが、今後、高齢者の増加に伴って、議員が、例えば玄関先までごみを出してくれるとか。そういうふうなことを含めて、高齢者家庭の見

守りを含めた、そういうふうな対応が今後必要になるのではないかと考えているところです。

これも、全ての方ではなくて、一定の条件を付ける。

例えば、障害を持たれた方、そしてまた介護度が高い方とか。そういうふうな一定の条件を付けて、そして、幾らか利用料を頂くのかは、また今後の課題とはなってきますが。どうしても、ごみ収集業者にその分の負担を持っていくのか、それともシルバーさんに委託するのか。

例えば、介護認定を受けている方であれば、ヘルパーさんのまた費用も発生しますので、そこは今後、詳細な話を詰めていかなければいけないとは考えておりますが。とにかく、本当に近い将来、公助の取り組みが目の前に来ているのかなとは考えております。

それでまた、国も今年度、事業モデル、この高齢者ごみ出し支援について、国も調査をするような段階になっておりまして。また、これも近々には事業化をされていくのかなと考えておりますが、まだ今のところは、うちの中では共助をやっていくと。そこの方に力を置いています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

少しずつですけど、一步一步進んでいるという点では、住民の方もこういうふうに取り組んでくれてんだよっていう点では、安心できる点があると思います。

私たちもできる範囲ですね、住民の困っていること、それから、こうしてほしいっていう要望を聞きながらですね、また声を議会の場でも、それから普段の場でも、届けていきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩します。

休 憩 14時 55分

再 開 15時 10分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回、項目には4つの項目を通告をさせてもらっております。

私、新人でございます、今回の質問は基本的には町の考え方、方向性、こういう観点に基づいてご質問をさせていただきたいとこのように思っておりますので、ひとつよろしくお願いを致します。

まず、1点目の質問でございますが、中山間地域による主要幹線道の整備についてでございます。

まず初めに、中山間地域の現状についてでございます。2060年には、町の人口も各種施策を講じまして6,800人とする目標を示されておりまして、改めてその時代に急加速で進んでるなというふうなことを私も改めて思いました。

その中で、特に中山間地域の人口減少、高齢化。これにつきましてはほんとに一段と進みまして、集落によ

っては危機的な状況である地域もございます。

こういう状況の中で、中山間地域の現状等についての考え方についてお聞きをしたいと思います。  
よろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員の、中山間の現状についての考えにつきましてお答えを致します。

人口減少、高齢化につきましては、中山間地域のみならず当町の課題としてとらえており、現在、黒潮町総合戦略によりまして将来の人口にスポットを当て、産業、福祉、教育、防災といった分野におきまして取り組みを進めております。

総合戦略の中の創生基本計画、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、その中の基本目標4、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくるとして、中山間地域等において暮らし続けるための機能をどう維持していくのかといった課題に対しましての取り組みを進めているところでございます。

具体的な取り組みと致しましては、小さな拠点の形成を目指し、高知県も推進をしております集落活動センターやあったかふれあいセンターを整備するとともに、公共交通網の整備等も進めております。

しかし、平成30年度末の現在におきまして、集落活動センター事業に取り組むかきせ地区や北郷地区、そして蜷川地区や佐賀北部地区の年齢構成の割合は、現状で年少人口が5.9パーセント、生産年齢人口は42.2パーセント、老年人口は51.9パーセントとなっており、町全体の年齢構成と比較致しますと少子高齢化は大きく進み、数年先行して進んでいるという状況でございます。

中山間地域のみならず、町の総人口の減少と少子高齢化がそのまま進めば、現在の行政サービスを維持していくことは困難になると考えられ、生活インフラの維持、整備の遅れや各種費用負担の増加など、町民生活に直結するさまざまな影響が懸念されるところでございます。

このような事態を回避し、現在の人口減少に歯止めをかけるため、産業振興による担い手世代やIUターン者の積極的な受け入れを促進し、将来の町内定住者を増やす取り組みを展開することが急務であるというふうに考えております。

町と致しましては、中山間地域の維持は重要な課題として考えており、引き続き取り組みを進めていくことはもちろんですけれども、今後、さらなる対策等を考えるため、中山間地域の方に入らせていただき、地域の声を聞かせていただくとともに、どういった取り組みや支援が必要か、またどういった仕組みを構築すればいいのかなど、地域と一緒に考える場を持ちたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2番（矢野依伸君）

ご答弁、ありがとうございます。

今、町の方も、あったかふれあい事業、それから集落活動センターの取り組み、それから移動手段であるデマンドバスの取り組みであるとか、これは中山間地域に限ったことではないとは思いますが、そういう取り組みをしていただきようということにつきましてはほんとにありがたく思っております。

そして、また今後、中山間地域へ出向いてこられて、地域の皆さまのお声も聞いていくというお話がございました。ぜひそうしていただきたいというふうに思っております。

また、私が今回、いろいろ各地区を回らせていただいている中で、一つの例でございますけれども、私どもの蛸瀬川流域の状況であるとか、またそれ以上の危機と申しますか、なかなか厳しい集落もございまして。出向いていかれる中で、それぞれの対応もまた違って来るだろうかなというふうにも思いますので、ぜひともきめ細やかな地域の声を反映をしていただいて施策に生かしていただくような、こういう取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

そこで、今現在取り組まれております、あつたかふれあい事業であるとか集活のセンターの関係、これは今後も積極的に取り組んでいただきたいと。内容のものも充実して進めていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、先ほどもお話がございましたように町全体の中での人口が減少して、2060年には6,800人という施策を講じた中での目標になっております。

そういう中で、我々中山間地域に住む者と致しまして生活道のものというものは、ほんとに整備に対する強いものを思っております。集落は維持していくということは、その地域、集落に人が住む、生活する。そのことが維持をして活性化にもなり、そして支え合えるものだろうというふうに思っております。

そういう日々の生活の中で考えてみますと、先ほども申しました生活道の整備というのは欠かせないものだと、このように思っているところでございます。

そこで、長年の懸案でございました国道56号線の大方改良の完成であるとか、それから高規格道路の片坂バイパスの開通、そして西に向けた校区の整備に向けて推進、着々と進んでおるといことは大変喜ばしいことだろうと思っておりますが、先ほども申しましたように中山間地域に対する道路の整備。これについて、今現在町の取り組みの状況等についてはどのようになっておるのか、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

(議長から「2番ですね。2番目になっちょう」との発言あり)

ごめんなさい。2番目の質問でございます。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (金子 伸君)

それでは矢野議員の、中山間地域の主要幹線道整備の取り組みについてお答え致します。

中山間地域における主要幹線道整備については、町内7路線において整備を進めております。

その中で、佐賀地域の町道拳ノ川若山線、大方地域の町道湊川線は、迂回路がなく、当路線が住民の生活道路として欠かすことのできない道路であり、順次改良事業を進めているところでございます。

他の6路線に致しましても、改良事業および高規格道路事業による整備促進を行っております。

町内の道路事業全般としましては、例年10から15路線の改良工事、5橋前後の橋りょう修繕工事を実施しております、中山間地域を含め道路整備の重要性は十分認識しているところでございます。

議長 (小松孝年君)

矢野君。

2番 (矢野依伸君)

年間、10から15路線の整備を進めておるといことでございます。

先ほども申しましたように中山間に対する幹線、主要幹線でございますが、この取り組み、町道も県道もあるわけでございます。ちょっと今のところ、この幹線について私の質問させてもろうた中での幹線道路の整備というのは、ちょっと薄いのかなというふうな受け止め方を致しました。

先ほども申しましたように、町道の整備については町の方で整備方針を定めて取り組んでいる。ただ、県道

が多く走っておるわけでございます。この県道の整備、町道の整備と併せて、中山間に向けての整備の促進が必要だろうというふうに思っておるところでございます。

そこで、3番目の方に移らさせていただきたいがですけれども。

今ほど申しました、中山間地域へ通ずる道の中での県道についてでございますが、この県道の整備について町としてのかかわり方といいますか取り組みについては、今現在どのような状況で進まれているのか。

ご答弁、よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

矢野議員の、町内主要幹線道における県道整備の取り組みのかかわりについてお答え致します。

町内の県道は9路線ございまして、そのうち8路線において改良事業を行っているところです。

町としての取組み、かかわりとしましては、地区要望箇所の中で県道整備に関わる要望を幡多土木事務所へ提出し、現地視察も行いながら当年度での改良、修繕等整備をしていただき、次年度へ引き続きの改良事業推進の取組みをしております。

また、高知県議会産業振興土木委員会が幡多地域へ調査視察に来られた際に、時間を頂き要望書を提出しており、内容としましては県道の安全対策、および孤立解消のための計画的な整備促進を要望しているところでございます。本年度も、昨日調査視察に来られていましたので、要望書を提出しているところでございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2番（矢野依伸君）

町としても県の方に要望をしていただいておりますということでございますが。

それからもう1点、先ほど答弁の中でありました地区要望でございます。私も区長を兼ねておりまして、昨年の地区要望の回答を見ました。そしたら11月ごろの回答になっておってですね、地域としても、県の方も町の方もそれなりに取り組んでいただいておりますかとは思いますがですけれども、地域の方にはなかなかその情報がうまく伝わってなく分かりづらい。今年、例えば整備がどうなるのかとかいうようなことがなかなか見えにくいところは現実的にございます。

町道、県道、両方ですけれども、ちょっとその地域の方については、個別적으로話に上がればまたその内容は把握もできるかもしれませんが、ちょっと見えにくいなど。前の先輩方々に聞いても、どのようになっておるんでしょうかねと言ってもちょっと理解が、把握ができてないというところがありました。地区要望の回答なんかでちょっと質問通告とは違いますけれども、早めに返していただければ地域の方もその状況が分かるかなというふうに思ったところでございます。

先ほど言いました町道も県道も整備を進めて、スピード感を上げてやっていただきたいというのが我々の願いでございます。

そこで、具体的な例として4番目の質問ですけれども。

黒潮町内を歩いておりますと、大方地域の道路整備というのはちょっと遅れてるのかなというふうに感じました。

佐賀地域につきましては、今までの取り組みの成果、また県道、町道の違いもあろうかと思っておりますけれども、整備が比較的に進んでいるなど。

そして、大方地域においても、道路整備を中山間に対するものですが、特に道路整備を進めていかな

いかんがじゃないかと、このように思ったところです。

こんにちの2町の歴史もあろうかと思えますけれども、私の方からも町道、県道の事例もあろうかなというお話もさせてもらったんですけども、ここの旧大方、旧佐賀のこの道路も整備の違いといいますか、現状こういうふうになっておる現時的なところが、要因的なところが分かれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは矢野議員の、大方地域の中山間地域での道路整備が進んでいないと感じられる要因についてお答え致します。

大方地域の中山間地域道路としましては、県道3路線、東から大方大正線、大用大方線、岡本大方線がございます。町道は9路線東から有井川線、蝸川線、湊川線、本谷線、本谷西線、加持橋川線、橋川線、馬荷線、大井川馬荷線など、多くの路線がございます。

議員ご質問のとおり、町道において整備が着手できていない路線、進んでいない路線があるのも事実でございます。そこには、やはり中山間地域における山間部であるための工法的な問題による事業費の高騰が要因として挙げられます。平野部に比べてのり面構造が多くなる、路肩が高さがあり擁壁タイプとなる、仮設工、防護柵工が必要となる、などです。

しかしながら、近年においては改良事業を推進している地域のご協力をいただきながら、用地問題の解消、残土処理場の地域での確保など、地域と一体となった事業推進ができておると感じております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2番（矢野依伸君）

整備も進んでおると感じておるというご答弁でございましたけれども、私どもの感覚からしたらですね、まだまだ取り組みが少ないのではないかと、こういう思いもしておるところです。

当然、中山間地域でございますので工事費の、残土の問題であるとかいろいろあろうかと思えますけれども、ぜひともそのあたりは中山間地域に対して道路の整備についての促進は力強く進めていただきたいと、このように思っております。

そこで、次のご質問ですけれども、具体的な内容として、町道の大井川馬荷線の改良をしていただいておりますけれども、この事業の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

また併せて、これに通ずる県道336号線と337号線は連携していくわけですが、この県道の整備のことについても併せてお聞きをさせていただきたいと思えます。

まず、町道の大井川馬荷線の整備状況、今後の取り組み計画等について、どのようになっておるのかお聞かせを願いたいと思えます。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、町道大井川馬荷線の整備状況と今後の整備計画、ならびに県道336号線、337号線の整備推進についてお答え致します。

まず、町道大井川馬荷線の整備状況ですが、平成26年度から概略設計を作成し、大井川地区および馬荷地区

へルートの検討から地元説明会を開催、平成 27 年度にルートについて両地区と合意の下、詳細設計に入りまして、本格的な工事は平成 28 年度から実施しております。

平成 28 年度においては、馬荷工区側から山切りの掘削、山留擁壁および排水路工を施工しており、平成 29 年度から大井川工区に移り、山切りの掘削後、種子吹付工および擁壁工など、現在に至っております。

今後の計画は、引き続き大井川工区の擁壁工および大カーブ取合工を行い、そして大井川馬荷間、峠の山切りの掘削に移っていく予定でございます。引き続き交付金事業での要望を行い、一日でも早い完成に向け取り組んでまいります。

次に、県道 336 号線、県道大用大方線、および県道 337 号線、県道岡本大方線の整備推進でございますが、高知県幡多土木事務所に確認したところ、1.5 車線の道路整備として順次工事を行っていただいているところですが、見通しの悪い箇所や狭隘（きょうあい）な区間が残っており、引き続き要望をしております。

なお、このご質問の県道、町道の路線は、入野早咲地区から上田の口の中山間を一本の道でつながる路線でございます。大井川馬荷線も例年改良事業を推進しており、関係地域の交通の安全と住民の生活の安定を確保するため、より一層の整備推進の対応をしております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2 番（矢野依伸君）

この質問、ちょっと私の方も質問通告を細かく細分化したところがあって、1 問目、2 問目、3 問目の連携がうまく私も質問もできなかつたところがございますけれども、今、ご答弁がありました。

1 点目は、大井川馬荷線の工事の完成時期の目安と、今後政策に取り組んでいただけるというお話ですが、この工事の一定の目安と申しますか、完成時期の目安とかいうものはお持ちではございませんでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

地元説明会の協議の中で、こちらの方からは一応 10 年をめどというふうにお話は当初させていただいておりました。

総事業費が一応概算では 6 億円という数字が出ております。ただ、その 6 億円の中には、県道へつながる橋の設計等はまだ入っていないような状況でございました。その事業費の中で今現在、当初から 5,000 万でいったとして 10 年少し、今現在 3,000 万ぐらいの工事費用を毎年事業費に充てらせていただいております。

よって、今現在いつ頃の完成というようなところを明確に答弁することはちょっとできないような状況でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2 番（矢野依伸君）

大きなめどとして 10 年。長い年月が、当然予算も要るわけですのでかかってまいります。

この完成については、町長の方にもお願いしたいんですけど、一日も早いこの両県道をつなぐ道でございますので、精力的に今は取り組んでいただきたいという思いが致します。

それから、この町道大井川馬荷線を連結して2本の県道を結ぶわけでございますけれども、ルートの田の口から早咲地区のルートが出来上がります。その途中におきましては、四万十市との連結もしております。私も属地的な専門職員ではございませんのであれなんですけども。この四万十市につながっている道、この道を生かしたいいろんなものの考え方ができるんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

一つとしては、災害時の避難、あるいは救援的な道路に活用もできる道だろうというふうに思ったところでございます。南海トラフの大地震とって津波が生じたと。そのときの避難であるとか支援であるとかいうような道にも、黒潮版の中でのフジノハ的な道路にもなるかというふうに私は思ったところでございます。

そういう意味からして、この先ほど言いました両県道をつなぐ町道の整備の促進、5,000万円の大きな買い物をするわけですけど、なおこれを促進をして整備を図ってもらって、両県道の整備もして、その目的が達成できるような循環的な道路になるようなものにしたいという思いでございます。

この道路につきましては、私どもの先輩、かつて矢野議員さん、それから堀川議員さんがおいでました。そのときから、そして12年前に田辺さんが町議に出られて、地域の思い、流域の思いを持って要望をしてきた道でございます。あれから何十年という世界でございます、予算もいっぱい掛かっているわけですのでなかなか思うようには進まないかもしれませんけれども、今、この道路改良、県道、町道でございますけれども、この道路の早期な完成に向けてやっていかないと。

まして、先ほど申しましたように、いろいろな予算的な理屈付けの世界も出てこようかと思えます。一つは防災的な話、それから337号線の方ですけども、集落活動センターのかきせの方もできておりますし、また隣の方の●。

一つの例でございますけれども、今年の3月に私どものかきせの方に、鳥取県の松江市から高校生がおいでいただきました。宿泊においでいただいたわけですけども、お迎えをと思ひまして玄関の所で待ちました。そしたら、蕨岡方面から中型のバスでおいでられました。後で運転手さんとお話したときには、ここの田の口からの道をずっと中型バスでもちょっと厳しい所があるのではという情報を得たのでそちらの方からまいりましたというお話でございました。大型バスはともかくとしても、中型バスもちょっと厳しい所が多くございます。

そういう意味からしても、早く改良に結び付けていきたいと、このように思っているところでございますので、何とぞ県への要請、地域の熱意も一番でございますけれども、町と一体となってこの道路整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

この質問については終わらせていただきます。

あと時間もありませんので、ちょっと項目が多いです。

2番目の質問に入ります。子どもの安全確保についてでございます。

これは昨日からもいろいろ、ご質問の中でお話があったところでございますけれども、こんにち子どもたちを取り巻く環境としまして、本当に痛ましい事件、事故が起きております。先には、川崎で発生したスクールバス乗り場での児童を襲うという、凶悪な事件でございました。状況からして、ある意味、想定を超えると言ったらあれかもしれませんけれども、ちょっと想定外的な事件であったというふうに受け止めております。

そこで、1番目の質問ですけども。

平成13年の大阪の池田小学校での児童の殺傷事件がありました。それ以後、全国でいろんな事故、事件が多発しております。

それらを踏まえて、子どもたちを守る、安全を確保するとしての町の取り組み状況についてお聞きをさせていただきたいと思ひます。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは矢野議員の、子どもの安全確保についてお答えを致します。

子どもたちの安全確保の取り組みと致しまして、昨日、浅野議員のご質問でお答え致しました保育所、学校施設の防犯監視カメラの検討や子ども見守りカメラの増設など、ハード面の取り組みと同時に、学校内での安全教育と行政と地域の見守り活動など、ソフト面の活動の両方が必要であると考えます。

そこで、児童生徒の登下校時の安全対策と致しまして、少年補導育成センターの職員3人と、そして佐賀地域と大方地域に各1人ずつ、計2人のスクールガード・リーダーによりまして見守りを行っております。例えば、6月5日未明に四万十市で発生致しました強盗傷害事件では、町界に近い学校区周辺の登下校時の見守り体制を強化するなど致しまして、状況に応じた対応を実施しています。

また、地域の見守りボランティアの皆さんは、登校時の交通安全を主として実施をさせていただいております。例えば、南郷小学校では子ども見守り隊を組織、強化致しまして、緑色の蛍光色のベストやウインドブレーカー、帽子を着用して、月2回を基本にそのほかの日にも見守りを活動されてきております。おそろいのジャンパーを用意し着用することで、交通安全の啓発だけでなく、地域の防犯面としても効果が期待されております。

そして、そのウインドブレーカーの姿を見て、子どもたちからも、守ってくれていることが実感できるという声もあります。このように、地域で子どもを見守るといった姿勢が防犯につながるとともに、子どもたちの安心感とふるさとに対する愛着が高まると考えます。

そのため、そのほかの学校区におきましても見守り隊を組織し、または強化して活動をしようとする団体には、見守り隊用のウインドブレーカーの作成の支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2番（矢野依伸君）

登下校のスクールガードの巡回、それから監視カメラの設置等々、やられておりますことは分かりました。

そして、校区での見守り隊でございますか。それはこの間、聞くところによりますと、全校には至っていないがじゃないかというような状態でしたか、ちょっとお聞きをしたんですけど。

その見守り隊の設置状況というのは、どのような状況でしょうか。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

子どもの見守り隊につきましての組織と申しますか、状況についてのご質問であったと思います。

見守り隊という名前が付いておりませんが、各学校の方で次世代を担う子どもたちを育成するために、また地域と学校が連携、協働していく地域ぐるみで教育の実現を目指すための組織と致しまして学校支援地域本部という組織や、あと、それからコミュニティー・スクールというのもございます。

また、見守り隊という組織の名前を使ったものもございますが、それらの組織につきましてはそれぞれの独自の取り組みがされておりますが、全てが十分に活動をしているとは言えません。

従いまして、黒潮町全体で子どもを見守る組織づくりがこれから必要であるというふうに考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2番（矢野依伸君）

全校にはまだ完璧なものが出ていないということでもありますので、そのところはまた皆さまの、関係者の協力を得て全校に構築ができたならええと思いますので、ぜひそのことについては進めていただきたいと思いません。

近年起きておる、この子どもたちを取り巻く事件、事故等については先ほども申しましたけれども、なかなか全ての対策を講じて行政の方がとかいうようなことで防ぎ切れるような内容のものではない事件が多発しております。そこで、町としてもこれらの取り組み、スクールガートでの巡回であるとか、見守り隊の構築であるとかいうことを進めておられています。

で、さっきあったこんにち起きる事故の状況からして、黒潮町での子どもたちを守る風土といいますか雰囲気といいますか、そういうものが必要じゃないろうかというふうに思っておりました。犯罪の抑止策である、防犯カメラの設置であるとかハード的なものもありますけれども、やっぱり防災の町、黒潮町というような、代わる防犯の町、黒潮町。こういう風土づくりが、今後大切じゃないろうかなというふうに思いました。

そこで、ジャンパーをお渡しして見守り隊をやっただいておる。私も何か、その風土づくりの一環の中で何かができないかなというふうに考えたところでございます。全国の中を調べておりますと、ながら見守りとかいうようなお話でございました。そういう、散歩しながらとか子どもたちを見守るといふか。なかなか、何月何日の何時の朝に立てということになると、その協力は当然していただきますけれども、何々しながら子どもたちを守っていく体制も構築していくことが必要じゃないろうかなと思ったところでございます。

先ほども言いましたように、ジャンパーなのか腕章なのかは別にしましても、日々の中でそういう、黒潮町の中で防犯に取り組むんだよというイメージを持っていくというか、そういう風土をつくっていくということが、一つの町全体としての防止、防犯の対策になろうかというふうにも思いました。

そこで、私としては散歩されておる、例えば一つの提案でございますけれども、散歩をされている方に協力をお願いをして、腕章、あるいはジャンパー等を着ていただいて、散歩をしていただくと。それが反射材の付いたようなものであるならば、高齢者とは限りませんが散歩される方は、散歩される方の交通事故の防止にもなるんじゃないろうかというふうに思ったところでございます。

そういう総合的な子どもたちの防止策を講じていかないかと思うので、ひとつそのあたりについては何々とは私もなかなか申せないがですけども、ぜひともそういう防犯の取り組む町としてのイメージを作りあげていくような取り組みをお願いをしたいと思いません。

次の質問へ移らせていただきます。

（議長から「3番ですか」との発言あり）

いや、もうこれはこれでそういうふうに取り組んでいただいたら。

（議長から「カッコの2は構いませんか」との発言あり）

そうでございますね。すみません。

申し訳ございません。先ほども申しましたように、カッコ2の質問、川崎の質問でございますけれども、私の方が総合的に質問をさせてもろうて、私の方がお願いの世界をつくったわけですけども。

この1番、2番についてはですね、ほんとに申し訳ございませんけれども、もう先ほどのご答弁の中で省略

をさせていただくということで構いませんでしょうか。そうさせていただきます。新人なもので、ちょっと。

(議長から「3番目の方へ」との発言あり)

はい。3番の質問の方に移らさせていただきたいと思いますが、全国学力・学習状況調査の結果についての質問でございます。

こんにちの教育を取り巻く環境も大きく変化する中で、将来を担う人材を育成する役割はますます重要となっていております。子どもたちの成長には、知、徳、体の調和の取れた成長が望まれるところではございますが、今回、知の学力の部分について少しお聞きをしたいと思っております。

この質問は、昨年11月の区長会で、学力・学習状況調査の結果報告を見てからでございます。その後、議会の会議録を検索をしておりますら、昨年9月の定例会で澳本議員が、この全国学力・学習状況調査について総合的なご質問をされておりました。

そのときの答弁で、平成30年4月に実施した全国学力・学習状況の調査結果では、学力面として、本町の小学生は平均回答率は全国平均回答率と比較すると、国語、算数のA、Bとも、マイナス0.4からマイナス3.2であった。そして中学生は、数学B問題はマイナス3.2ポイントでありますけれども、それ以外はプラス0.6からプラス2.6の、全国平均を上回る結果であったというふうに答弁をされております。

この状況を見まして、県内の状況と致しまして、小学生は全国で非常に回答率が高く、中学生になると低い傾向になるという傾向にございます。本町の30年4月の調査結果においては、中学生が高いというところに特に注目をしたところでございます。

そこで質問でありますけれども、この調査結果を単年度で判断することは難しいところでございますので、小中学生それぞれ、過去数年の経年的な変化で見てどのような結果であるのかを質問をさせていただきます。

議長(小松孝年君)

教育長。

教育長(畦地和也君)

それでは矢野議員の、平成30年4月実施の全国学力・学習状況調査に関する1番目のご質問にお答えをしたいと思います。

昨年4月17日に実施されたこの調査は、平成19年に始まり、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に、全国一斉悉皆調査としては9回目、抽出調査を合わせますと11回目の調査となっております。

調査教科は、国語、算数。中学校にあっては数学で、知識に関するA問題と、主として活用に関するB問題に分かれております。また30年度は、3年に1回行われる理科が実施をされました。

これらの黒潮町の結果につきましては広報等でお知らせをしておりますので、議員ご指摘のとおりであります。

小学校においては、国語、算数とも、0.4ポイントから1.0ポイント全国平均を下回る結果になっておりますが、理科については全国平均を2.4ポイント上回る結果となっております。

中学校においては、0.6ポイントから2.6ポイント全国平均を上回りましたが、数学B問題では、マイナス3.2ポイント、理科はマイナス2.4ポイント全国平均を下回る結果となりました。

ご質問の経年変化に関してでございますけれども、過去5年間について見ますと、小学校における国語A、B問題、算数Aは、ほぼ全国平均並みで推移をしておりますけれども、算数B問題は全国平均を下回っておりましたが、平成30年はマイナス0.8ポイントと、やや全国平均に近付いております。

中学校については、国語A、B問題および数学A問題については、平成28年頃より全国平均を上回っておりましたが、数学B問題については、平成28、29と全国平均を上回っておりましたが、平成30年は下回る結果となりました。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2 番（矢野依伸君）

今、ご答弁をいただいたところですが、

小学生については、30 年度の調査結果は 29 年度よりは改善をされておるんですけれども、全体的な傾向で見ると、小学生というものは前は全国平均並みであったものが、近年は以下になっておるといふふうに理解をさせてもらったんですが。その代わり中学生は、低かったものが全国平均を上回るような結果を生じると。

そこで、この回答率というものは調査の人数とか、課題を抱える子どもたちの割合でこういう年度を要するものでありますが、そこで 2 番目の問題として、私が考えたのは、平成 27 年 4 月の調査時に、小学校 6 年生。これはほぼ全国平均並みの平均回答率であったといふふうにお聞きをしております。

それからまた、平成 30 年 4 月には、その小学校 6 年生の子が中学 3 年生になっておるわけです。この同じ子どもたちというものは、小学校でも比較的レベルが全国平均並みの子どもさんであり、それを中学校の 3 年のときにもさらなる取り組みもして、その平均を上回るような結果になってると。成績のいい子が、成績のそれを落とさず 3 年生の成果を挙げられた。

そこで、ここ 2、3 年、ちょっと小学校の皆さんが、全国平均という一つの基準から見ますと低い状況にありますけれども、今後の中学生、先ほど言うた平成 27 年のときの小学生が 30 年のときには中学 3 年生になって、比較的の高いレベルを持っておられた子があれやっただけですけど、最近の傾向を小学生の傾向はちょっと改善はされながらも低い結果をなっております。

じゃあそしたら、この子どもさんたちが中学校に行ったときに、今後、さらなる努力指導もあるとは思いますが、きめの細かい指導であるとか支援であるとかいうのも必要ではないかといふふう感じたところでございます。

そのあたりの取り組みと申しますか、考え方についてはどのようなところかをお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは 2 番目の質問、教科ごとの結果について、分析結果、そしてその取り組みについてご説明をしたいと思います。

少々長くなりますけれども、ご容赦をいただきたいと思います。

まず、小学校国語 A 問題につきましては、文中における主語と述語の関係などに注意して文を正しく書く、あるいは相手や場面に応じて適切な敬語を使う点に弱さが見られる一方、漢字を文の中で正しく使う力などは全国平均を上回っております。

同じく B 問題では、目的や意図に応じて、文章全体の構成の効果を考える、質問の意図をとらえるなどの点に弱さが見られることがなっております。

算数 A 問題では、除法、割り算で表すことができる 2 つの数量の関係を理解しているという点については全国平均値より 10 ポイント以上下回っておりますけれども、一方で、数量の関係を理解し数直線上に表すことができる、あるいは分度器を用いて 180 度よりも大きい角の大きさを求めることができるなどの点は、全国平均を 10 ポイント以上上回った結果となっております。

B 問題につきましては、示された考え方を解釈し、ほかの数値の場合を表に整理し、条件に合う時間を判断することができる点が全国平均を下回っておりますけれども、示された考え方を解釈し、条件を変更して考察

した数量の関係を、表現方法を適用して記述できる点は、全国平均を上回っております。

理科については、ほとんどの点で全国平均を上回っているか、あるいは全国平均並みの結果となっております。

次に、中学校でございます。

国語A問題については、ほぼ全国平均並みですが、書いた文章を読み返した、伝えたい内容が十分に表されているかを検討する点が全国平均を9ポイント下回っておりますけれども、語句の意味を理解し文脈の中で適切に使う点は、8ポイントから10.2ポイント全国平均を上回っております。

同じくB問題については、文章の構成や展開について自分の考えを持つ点に低さが見られますが、登場人物の言動の意味などを考え内容の理解に役立てる、あるいは相手に的確に伝わるよう、あらすじをとらえて書くという点は、11.3から12.3ポイント全国平均を上回っております。

数学A問題について、具体的な場面で関係を表す式を、等式の性質を用いて目的に応じて変形することができる点は、プラス31ポイント、証明の必要と意味を理解している点が全国平均に対してプラス23.3ポイントと大きく上回っていることを筆頭に、ほとんどの項目が全国平均並み、あるいは上回っております。

しかし、B問題では全国平均を10ポイント以上下回る点はないものの、ほとんどの点でわずかに全国平均を下回り、結果として全国平均を下回る結果となっております。

理科については、無脊椎動物と軟体動物の体のつくり方の特徴に関する知識を活用できる点が10ポイント近く全国平均を上回っている一方、光の反転の幾何光学的な規則性についての知識、技能を活用できる、あるいは風向の観測方法や記録の仕方に関する知識、技能を活用できる点が全国平均を10ポイント前後下回るなど、結果的に全国平均を下回る結果となりました。

総じて言いますと、情報と傾向を読み取りデータを活用する力が弱いということが明らかになっております。

そのために、授業の方向性を形式的理解から意味的理解への転換を図り、未知の状況で使える知識、技能を習得させること。

データを単なる値から、特徴や傾向を読み取り、分類、整理、問題解決に生かすデータの活用が図られる授業を展開すること。

思考力、判断力、表現力の向上に向けた取り組みを充実させるために、単元計画の見直し、結果を求める授業から結果を求め解釈する授業への転換、自分の考えを表現するだけでなく、他者の考えや学んだ知識を基に再構築して再度表現する指導の充実を図ることに力点を入れた授業を展開する。

以上の取り組みを、小中連携をして取り組んでまいっているところであります。

それから、ご質問にありましたように、平成27年の小学校6年生が平成30年の中学校3年生の全国学テの受験者になりますけれども。

平成27年のその小学校6年生の集団、国語A、B、算数Aについては全国平均並み、算数Bがマイナス6ポイントぐらいでしたけれども、3年生になった段階では、国語A、B、算数Aが全国平均を上回り、算数Bがマイナス3ポイント程度に上昇しているという結果となっております。

同一集団において、この3年生の時点で全国平均が上がったことにつきましては、中学校における教科部会等の先生方の努力による結果だというふうに判断しております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2番（矢野依伸君）

詳しい分析の取り組みの成果をいただきました。

ちょっと矛盾を、分からなかったところがあるがですけれども。

この全体的に、小学生が点数は違えどもレベル、全国平均より低いという、ここのとらまえ方ですけれども。そのことに対しての認識といたしますか、そこをちょっとお聞きをさせていただきたいがですけれども。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

全国学力・学習状況調査につきましては、学校別に平均値を出します。その学校別の平均値の平均が、黒潮町の平均ということになります。

学校によりましては、場合によっては、1人しか受験者がいない。1人しか受験しないその結果が、その学校の平均値。2人の場合は、2人の平均値ということになってございます。さらに、いろいろ学校によりましては、クラス、学年によりましては特性を持った子どもたち、学力的にもなかなか厳しい状況にある子どもたちも含めて、全員受験した結果の平均ということでございますので、気を付けなくてはいけないのはこの平均で全てを評価してはいけないということは言えろかと思えます。

一番大事なのは、その受験をしている個々の子どもたちがどういう点に力が発揮できて、どういう点に力が発揮できていないのかということ、先ほど私が縷々（るる）、こういう点については上回っています、こういう点については下回っていますという観点それぞれでございますけれども、その観点に基づいてしっかり、一人一人の子どもたちの強み弱みをしっかり把握をして、個々に応じた、習熟度に応じたその後の指導に生かすということが、この全国学力・学習状況調査の大きな目的でございますので、その点は間違えないように数字については扱いたいと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2番（矢野依伸君）

この点数が全てであるとは、私も思っておりません。一つの指標であるというふうに、とらまえをしております。

ただ、町全体の中でのこの学力の状況の把握といえ、こういう点数的なものになろうかと思えます。で、少人数の場合には、あるいは極端に1人の場合というようなことになれば、それはもう大きく数値が変動するということは当然のことでございます。

質問がうまく流れをようくくっておりませんけれども、今現在2番目の質問という所にお答えもしてもらっておるところでございます。

ただ、この課題のある児童生徒に対しては、きめ細やかな個々の個々の1人の内容を捕まえて指導等やっていかないかんわけでございますけれども。全体的に、黒潮町全体的なとらまえ方、個々についてはそれぞれの学校の統計、見方があろうかと思えますけれども。今年の4月も、学習状況調査の実施がされております。これについての公表というが、今の現時点においてはできません。

3番目の質問として入らせていただきます。

この今日の時点の中での調査については、各学校の方で自己採点をされて、そのことに対して取り組みをされているものだろうというふうに思っておりますけれども、ただ、その課題等については全員の教職員の中でやっていかなければなりません。

そこで、3番目の質問と致しまして、この今現在言われますチーム学校としての教職員の認識共有の下で、そういう分析なり、あるいはその指導が行われておるのか。

そして、先ほどちょっと教育長の方からお話があったんですけども、昨年の答弁の中で、町全体の学力状況の分析に加え、個々の恣意（しい）的なものも踏まえて分析を行って取り組んでまいり、というふうに回答がされておりました。今ほど、教育長の方からもお話がちょっとあったんですけども。

このことらに踏まえて、委員会としての取り組みも併せてお聞きをさせていただければというふうに思います。その手だて、支援、改善策らに対する支援であるとか手だてであるとか、そういうものに対しての教育委員会としての取り組みの状況についてお聞きをさせていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは3番目のご質問の、通告書にありますチーム学校に関する取り組みについてお答えをさせていただきますと思います。

近年、学校運営におきまして、チーム学校の重要性が叫ばれております。文部科学省ではチーム学校を、これからの学校が教育課程の改善等を実現し、複雑化、多様化した課題を解決していくために、学校組織としての在り方や、学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し、現在配置されている教員に加えて多様な専門性を持つ職員の配置を進めるとともに、教員と多様な専門性を持つ職員が1つのチームとしてそれぞれの専門性を生かし、連携、協働することができるチームとしての学校、というふうに定義をしております。

そのために、専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント機能の強化、教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備などの視点を持って、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要であると出されております。

そのため当町では、校長のリーダーシップの下、教育課程、教育活動など、毎年度学校経営方針に基づき、それぞれの職員が能力を生かし子どもたちに必要な資質、能力を確立に身に付けさせるために、学校教育目標、目指す児童生徒像、学校教師像を全職員が共通理解をし、授業スタンダードを定め、PDCAサイクルにより点検、検証しながら取り組みを進めています。

具体的には、全国学力・学習状況調査実施直後に行う自己採点につきましては、クラス担任や教科担任任せにせず、全職員で取り組み分析を行う。中学校においては、1人の教員によって3年間を見通した系統性のある授業を行う教科のタテ持ちや教科部会、教科の枠を超えてチームを編成し、定期的なチーム会や日常的な教員の話し合いを実施することで、学校の組織的な授業改善や授業力向上のための体制を構築するために教科間連携などに取り組んでおります。

専門性に基づくチーム体制の構築では、本年度から一部の小学校で教科担任制を導入しておりますし、学校のマネジメント強化の点では、一部複式校での教頭の学級担任をやめ、学校全体で指導に当たるようにするなどの取り組みを始めております。

教育委員会としまして、これら学校の取り組みを支援するため、全校に学習支援員を配置しているほか、引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも配置をしております。

また、来年度から、小学校5、6年生で外国語が教科化をされることに伴いまして、将来の小学校の先生方が外国語教育、外国語活動を統一して進めるために、黒潮町独自の指導案と教材の作成、加えて、先生方への助言に当たっていただくために、外国語教育専門員を本年度事務局に配置をしたところです。

外国語教育は、中学校においては4技能の定着の重要性が強く叫ばれていることから、今後、ALTの増員も必要ではないかと考えているところでございます。

さらに、30年度から設置をした共同事務支援室のさらなる強化も図ってまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2番（矢野依伸君）

黒潮町としても、学力向上等についていろいろ取り組みをされておると。それは多くの市町村で、県の指導も得ながら進みをされておると。

今後、さらなる子どもたちの育成ということで、チーム学校、教育委員会として取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちょっと私が今回、この質問をするに当たって教育振興計画ですかね、あれを見らせていただきよう中で、政策の到達目標等がありました。そのときに、これは私の感じたところでございますけれども、その中で到達目標が、何々されるとかいうような。全ての項目がそういうわけではないんですけども、そういうイメージをひとつ持ったところございました。

例えば、学力のことなんかに関しては、例えば到達目標でございますので、例えば何とかする、何とかまで持っていかうかいうような言葉で記載がされておれば、何か目標の明確化がされておるかなというふうに思ったわけですけど、ちょっとそれは計画の作り方でございますので。そういう、具体的にものを示したような計画、到達目標であればいいかなというところを感じました。学力のことに関して、黒潮町の目標がどこに学力の面に対してはあるのかなと思ったところございました。そういうような目標の設定をされてはいいかなと思ったわけで、内容を確認をさせていただきました。

どこの市町村も、今、学力向上等に向けての取り組み、それからそれに対する教員の多忙化の改善の取り組み、種々やってこられております。今後も黒潮町の子どもたちの健全な育成と学力向上ということで、今後も進めていただきたい。

当然、私も学力だけが重視にするものではない。で、子どもたちの健全な育成ということをするれば、スポーツも人権教育、今、黒潮町が積極的に取り組まれておりますふるさと・キャリア教育、こういうことも大きく今後に進めていただいて、そのときに子どもたちの夢が、自分の入りたい高校であり、またそれから先の大学等に進んでいただきたいと、こういう思いからでございます。そういう思いでございますので、今後、子どもたちの健やかな成長ということを目的にぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、お願いを致します。

（議長から「答弁は要りませんか、今の」との発言あり）

じゃあ、決意を。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

では、答弁させていただきます。

今ご指摘のありました教育振興基本計画、第1期が終了して、今ちょうど第2期の編成作業中でございます。

今ご指摘のありましたように、到達目標がご指摘のようなところがありまして、今、全体で到達目標の記述の仕方を合わせておまして、何々に達している、あるいはできているというふうに、できるだけ後で評価ができるような表現にするように、職員には指示をしているところでございます。

できましたら、また議員の皆さまにも配布をさせていただきますので、またご意見をいただけたらなというふうに思っております。

それから、先ほどの2番のカッコの2の答弁を、実はほんとは一番したかったんでございますけれども、そ

れを聞かれませんでしたけれども。

やはり我々は、子どもたちの学力向上を上げる。それは、子どもたちの自己の成長を高めていくということと併せまして、社会性を育成するということが非常に大事だと思っております。

併せて、子どもたちの命が失われない環境をつくるのも、先ほど議員がおっしゃいましたながら見守りというふうなお話もありましたけども、まさしくそういう社会状況をつくっていくのも我々の務めだと思っておりますので、学力と併せて、子どもたちの総合的な育成に努めてまいりたいと思っておりますので、これからもご指導をお願いしたいと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2番（矢野依伸君）

計画の中についてはですね、やっぱり私も今、教育長の方からご答弁あったように、ちょっと目的というか到達目標の明確性がないなど。

それは今度改訂に当たって、そういう具体的な数値目標を設定をできるものはしていくんだらうと思っております。その方が、皆さん、町民にも、これからまた指導する先生方に対しても、黒潮町の教育委員会の方向であるとかいうようなものがもっと明確に示されるんじゃないかなというふうに思いましたので、そのあたりについてはまたそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

あと6分しかございませんので、次の質問へ移らせていただきます。町外への人口流出の抑制策についてでございます。

このことについては、これまでも本町は移住対策等積極的な取り組みをされて、その効果も見えておるといふふうに思っております。今後も、移住対策、空き家対策、それから若者定住住宅の促進であるとかいうようなことを進めていかなければなりませんし、そうしていただきたいというふうに思っております。

そこで、進学はともかくとしても、町内での就職、またふるさとへ帰っていただくUターン施策などの環境づくりの醸成も重要でなかろうかというふうに思います。先ほど、西村室長の方からUターンの施策のことについてはお話もあったところですので、積極的にそういうものを進めていただきたいというふうに思っております。

それからまた、中山間対策の中でも少し申しましたけれども、住む、区の関係で住環境の整備も欠かすことはできません。私が聞くところによると、もともと黒潮町内に住んでいる若者といいますか方が、一戸建て、持ち家にしたいということで、近隣の四万十地区であるとかいう所にお家を建てられるというケースもお聞きしたこともございます。

そこで質問でございますけれども、錦野団地や玉迎の団地などを見ましたときに、ここ数年前までは空き地も多かったわけですが、近年、これらもほぼ埋まるような状態。それから、この下の宅地造成の中からも全部応募者があったというふうにお話を聞いております。

そういうことからして、住宅地の整備といいますか、そういう必要性があるがじゃないかというふうに思ったところがございますけども。その住宅団地的な、住宅地の整備とかいうようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

お伺いさせていただきます。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは矢野議員の、宅地整備の必要性についてお答え致します。

町内に建築可能な住宅が存在する場合は、町外へ流出することを防ぐことができる可能性は非常に大きいと思います。

しかしながら、現在町内において、人口流出抑制のための宅地整備の計画は持っていないのが現状でございます。

人口流出抑制に限らず、宅地整備の必要性は十分感じているところであり、高台での開発など、今後検討の余地はあると考えております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2 番（矢野依伸君）

必要性は感じておるといってお答えでございました。

次の質問でございますけれども。

これまで、この住宅地の確保等についてはいろいろとご質問もあって、それからまた町の方でも検討をされてきたことだろうと思いますけれども。先ほど言いました、町外に流出をする、それから需要の問題であるとかいうことを考えたときには、やっぱ時間はかかったとしても整備は必要でなかろうかと思えます。

それからまた、私の2番目の提案でございますけれども、大規模な住宅地の整備というのは、なかなかいろんなものからして困難性もあろうかと思えます。

そこで、小規模的な整備というものもあってもいいがじゃないかと。私も今、具体的にどこどこがというところは持ち合わせてはいないんですけれども、津波被害等、災害の少ない地域に対して、民間の力も借りながら、例えば10戸程度であるとかいうような整備をすれば、それも町内の各地域の所に、これも条件が整わんといけませんけれども。そういうような整備を進めていくような考えになれて、そういう整備が進んでいけばですね、それぞれの地域の人口の抑制、それから学校の維持の問題であらうかというようなこともできるんじゃないかと思えますが。

そのあたりについてはどうでしょうか。お聞かせください。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、小規模住宅団地の整備促進についてお答え致します。

小規模な住宅団地の整備につきましては、現行制度の中では町の財政負担が大きく、国など関係機関の支援が得られるよう、引き続き制度提案を行っていきたいと考えております。

1番でも触れましたが、住宅整備の必要性は感じておりますが、現在、住宅施策の喫緊の課題として公営住宅の耐震化の問題がございます。町内に耐震性のない、あるいは老朽化した公営住宅があり、それによる黒潮町公営住宅等再編計画の策定をしているところでございます。町として管理責任がございます。今後、公営住宅の耐震化について優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野君。

2 番（矢野依伸君）

優先順位も分かります。それも喫緊の課題だろうと思います。

ただ、長期的に町政の、町の人口の減少等から考えたときには、さまざまな手も打っていかないかんだろう

と。それには時間も要する話でもあろうかと思しますので、今回はお考えについてお聞きをさせていただきましたが、ぜひともそういうことも含めてですね、ご検討をしていただきたいというふうに思っております。

決して、町の方でこれを整備したらどうかというふうなものではございませんが、やっばそういうものの、人口の抑制の一つでの検討材料にする。それからまた、取り組んでいくようなものの考え方ができたらいいなというふうに思いました。また今後、このことについてはまたお聞かせをさせていただきたいと思っております。

新人ながら質問項目が多くてですね、もうあと1分になりました。ちょっと質問的なところでうまく転ばす  
いか、ご質問ができませんでした。ほんとに申し訳ない。

今回につきましては、町のいろんな考え方、それから状況等についてお聞きをさせていただきました。

冒頭、1 問目の質問でありましたけども中山間地域。これは町のバランスとかいろんなことからしたら大変重要なことだろうと思っておりますので、ぜひこの中山間対策、それから住む者にとっての道とか総合的なことがありますけど、進めて町として取り組んでいただきたいというふうに思っております。

これで質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

延会時間 16時 32分